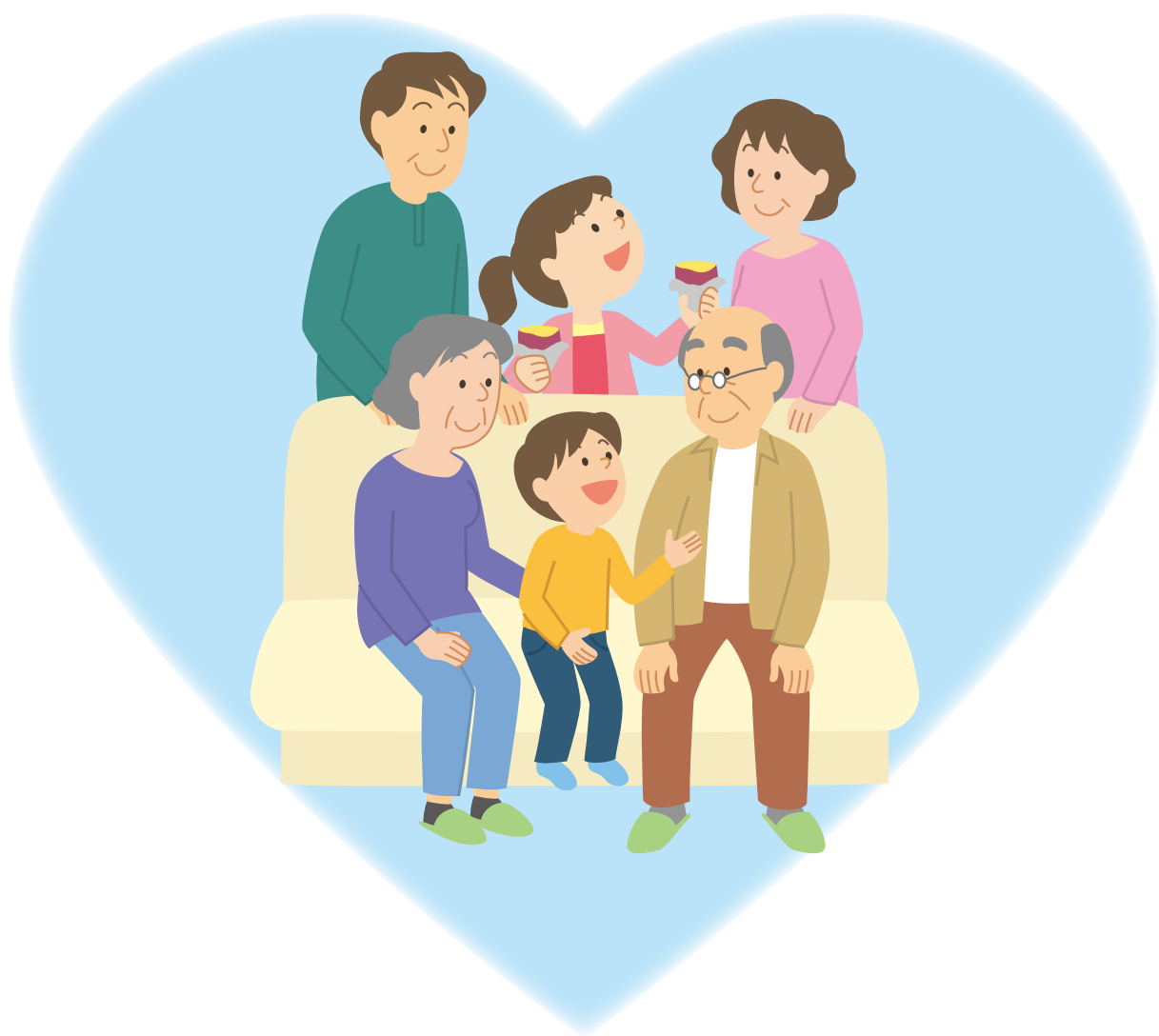


福祉のしおり

ー障害者のためのガイドブックー



長崎市障害福祉課



このマークは、国際障害者年（１９８１年）のシンボルマークとして国連で決定されたものです。

マークの周囲の葉は、国連の紋章の一部を示し、中心に二人の人間が連帯して手を取り合い、平等の立場から互いに支えあっている姿を表現しています。

それは、平等・希望・支援を意味します。

「障害者週間」

障害者問題について国民の理解と認識を更に深め、障害者福祉の増進を図るため、毎年１２月３日から１２月９日までの１週間を「障害者週間」としています。

本書のご利用にあたって

発行後に、制度が改正されたり、手当等給付の内容が変更されていることもあります。
くわしくは、障害福祉課へお問い合わせください。

電話：095 (822) 8888
直通：095 (829) 1141 FAX：095 (823) 7571

目次

1. 障害程度別該当事業一覧表	2
2. 身体障害者手帳の交付等について	10
3. 療育手帳の交付等について	11
4. 精神障害者保健福祉手帳の交付等について	12
5. 相談制度について	14
6. 長崎市における障害児者の福祉制度	16
6-1 手当	16
6-2 年金等	16
6-3 医療費の助成	18
6-4 補装具の支給等	20
6-5 日常生活用具の給付等	20
6-6 資金の貸付	24
6-7 交通費助成	24
6-8 運賃割引	26
6-9 自動車の援助	30
6-10 自動車税等の免除	32
6-11 税の控除等	34
6-12 利用料金等の割引・免除	34
6-13 障害福祉サービス(介護給付)	36
6-14 障害福祉サービス(相談支援)	38
6-15 障害福祉サービス(訓練等給付)	40
6-16 障害児通所支援	42
6-17 その他の在宅支援	42
6-18 長崎市障害福祉センター	46
6-19 障害児入所施設等	48
6-20 選挙制度	48
6-21 その他の制度	48
6-22 相談制度等	52
7. 主な関係機関	58
8. 一般社団法人長崎市心身障害者団体連合会	60
9. 障害者のための相談員	61
10. 施設等の種類	62
11. 発達障害について	64
12. 身体障害者程度等級表	66
13. 精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準	70
14. 障害福祉サービス等の対象となる難病等(対象疾患)	72

1

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

1 障害程度別該当事業一覽表

障害の種別 級 別 (程度) 制 度		身 体 障 害															
		視 覚						聴覚・平衡感覚						音声・言語 そしやく		肢	
		1	2	3	4	5	6	2	3	4	5	6	3	4	1	2	
手 当	特 別 障 害 者 手 当	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳															
	障 害 児 福 祉 手 当																
	特 別 児 童 扶 養 手 当																
	児 童 扶 養 手 当																
年 金 等	心身障害者扶養共済制度	●	●	●				●	●				●		●	●	
	障 害 基 礎 年 金	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳															
	障 害 厚 生 年 金																
	障 害 共 済 年 金																
	特 別 障 害 給 付 金																
医療費の助成	福 祉 医 療	●	●	●				●	●				●		●	●	
	更 生 医 療	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	精 神 通 院 医 療																
補装具の支給 日常生活用具の給付等	補 装 具 の 支 給 と 修 理	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	日 常 生 活 用 具 の 給 付	●	●	▲	▲	▲	▲	●	▲	▲	▲	▲	▲	▲	●	●	
資金の貸付	生 活 福 祉 資 金 貸 付	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
交通費助成	福 祉 タ ク シ ー	▲													▲	▲	
	バ ス ・ 電 車 ・ 船 舶	●	●	●	▲	▲	▲	●	●	▲	▲	▲	●	▲	●	●	
	タ ク シ ー 券	●	●	●	▲	▲	▲	●	●	▲	▲	▲	●	▲	●	●	
	ガ ソ リ ン 券	●	●	●	▲	▲	▲	●	●	▲	▲	▲	●	▲	●	●	
運賃割引	旅 客 鉄 道	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	有 料 道 路	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	
	バ ス	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	路 面 電 車	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	船 舶	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	航 空	●	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	●	▲	
	タ ク シ ー	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
自動車の援助	ジ パ ン グ ク ラ ブ	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	
	自 動 車 改 造 費 の 助 成														▲	▲	
	自 動 車 運 転 免 許 取 得 費 助 成							▲	▲	▲			▲	▲	▲	▲	
	駐 車 禁 止 の 除 外 措 置	●	●	●	▲			●	●						●	▲	
自動車税等の 免 除	お も い や り 駐 車 場 利 用 証	●	●	●	●				▲		▲				●	●	
	軽 自 動 車 税 種 別 割	●	●	●	●			●	●				▲		●	●	
	自 動 車 税 種 別 割	●	●	●	▲			●	●				▲		●	●	
税の控除等	自 動 車 税 環 境 性 能 割	●	●	●	▲			●	●				▲		●	●	
	入 湯 税 の 免 除	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	所 得 税 の 障 害 者 控 除	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	市・県民税の障害者控除	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	相 続 税 の 障 害 者 控 除	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	贈 与 税 の 非 課 税	●	●					●							●	●	
	定期預金等の利子非課税	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	不 動 産 取 得 税 の 減 免	▲	▲														

※ 各種申請等の手続きにおいて個人番号(マイナンバー)の記入が必要となる制度が一部あります。

(注)●は手帳の等級でほぼ該当 ▲は手帳の等級で一部該当

者								知的障害者 (療育手帳)				精神障害者 (精神手帳)			年齢制限	所得制限	自己負担	担 当 課	掲 載 ページ
体不自由				心臓・じん臓 呼吸器機能・他				A 1	A 2	B 1	B 2	1	2	3					
3	4	5	6	1	2	3	4	A 1	A 2	B 1	B 2	1	2	3					
を持っていない方でも対象となる場合があります															有	有		障 害 福 祉 課	16・17
を持っていない方でも対象となる場合があります															有	有		こ ど も 政 策 課	
●				●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	有			長 崎 県 障 害 福 祉 課	
を持っていない方でも対象となる場合があります															有	有		住 民 情 報 課	18・19
を持っていない方でも対象となる場合があります															有	有		年 金 事 務 所	
を持っていない方でも対象となる場合があります															有	有		各 共 済 組 合	
●				●	●	●		●	●	●		●				有	有	住 民 情 報 課	20～23
●	●	●	●	●	●	●	●								有	有	有	障 害 福 祉 課	
▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲						有	有	有	障 害 福 祉 課	
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				長崎市社会福祉協議会	24・25
▲																有		障 害 福 祉 課	
●	▲	▲	▲	●	●	●	▲	●	●	●	●	●	●	●	有			障 害 福 祉 課	
●	▲	▲	▲	●	●	●	▲	●	●	●	●	●	●	●	有			障 害 福 祉 課	26・27
●	▲	▲	▲	●	●	●	▲	●	●	●	●	●	●	●	有			障 害 福 祉 課	
●	▲	▲	▲	●	●	●	▲	●	●	●	●	●	●	●	有			障 害 福 祉 課	
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	▲	▲	▲				旅 客 鉄 道 会 社	28・29
▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲									障 害 福 祉 課	
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				バ ス 会 社	
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				電 車 会 社	30・31
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	▲	▲	▲				船 舶 会 社	
▲	▲	▲	▲	●	▲	▲	▲	●	●	●	●	▲	▲	▲	有			航 空 会 社	
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				タ ク シ ー 会 社	32・33
▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲								有		有	長 崎 県 身 体 障 害 者 福 祉 協 会 連 合 会	
▲	▲			▲	▲	▲	▲									有	有	障 害 福 祉 課	
▲				●	●	●		▲	▲			▲						警 察 署	34・35
▲	▲	▲	▲	●	●	●	▲	●	●			●						障 害 福 祉 課	
▲	▲	▲	▲	●	●	●		●	●	●		●						市 民 税 課	
▲	▲	▲	▲	●	●	●		●	●			▲						長 崎 振 興 局 税 務 部	34・35
▲	▲	▲	▲	●	●	●		●	●			▲						市 民 税 課	
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				長 崎 税 務 署	
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	有			市 民 税 課	34・35
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				長 崎 税 務 署	
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				各 金 融 機 関	
																		長 崎 振 興 局 税 務 部	

1. 障害程度別該当事業一覧表

1

障害程度別該当事業一覧表

障害の種別 級 別 (程度) 制 度			身 体 障 害														担 当 課	掲 載 ペー ジ		
			視 覚						聴覚・平衡感覚						音声・言語 そしゃく				肢	
			1	2	3	4	5	6	2	3	4	5	6	3	4	1			2	
その他の在宅支援	支一日 援時中	日帰り短期入所型																		
		タイムケア型	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲		
	ふれあい訪問収集事業		▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲		
	配食サービス		▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲		
	手話通訳者の派遣								●	●	●	●	●	●	●					
	手話通訳者の設置								●	●	●	●	●	●	●					
	要約筆記者の派遣								●	●	●	●	●							
	盲ろう者向け通訳・介助員の派遣		▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲							
	移送支援サービス		▲	▲	▲				▲	▲						▲	▲			
	補助犬貸与事業		▲						▲								▲	▲		
	視覚障害者日常生活訓練事業		●	●	●	●	●	●												
	日常生活自立支援事業																			
ボランティアによる支援																				
公文書点字化サービス事業		▲	▲	▲	▲	▲	▲													
障害児入所施設	障害児入所支援事業		▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲		
選挙制度	点 字 投 票		●	●	●	●	●	●												
	郵便による不在者投票																▲	▲		
その他の制度	緊急通報システム																			
	障害児通学支援(市要綱)								手帳を持っていない方も											
	医療的ケア児レスパイト事業								手帳を持っていない方も											
	後期高齢者医療保険への加入 (高齢者の医療の確保に関する法律)		●	●	●				●	●					●	●	●	●		

手帳の種別		身体障害者手帳							療
級別		1級	2級	3級	4級	5級	6級	A1	
(長崎県障害福祉センター)	身体障害者福祉センター	●	●	●	●	●	●	●	
	地域活動支援センターⅡ型	●	●	●	●	●	●	●	
	自立訓練(機能訓練)事業	●	●	●	●	●	●	●	
	相談支援事業	●	●	●	●	●	●	●	
	障害児等療育支援事業	●	●	●	●	●	●	●	
	診療所	手帳を持っていない方も対象となる							
	児童発達支援センター	手帳を持っていない方も対象となる							
	保育所等訪問支援事業	手帳を持っていない方も対象となる							

✿ のある制度については難病の方も対象となります。(対象となる疾患は72～74ページに掲載しています。)
※ 平成28年1月から開始されたマイナンバー制度に伴い、各種申請等の手続きにおいて個人番号の記入が必要となる制度が一部あります。

(注) ●は手帳の等級でほぼ該当 ▲は手帳の等級で一部該当

者				知的障害者				精神障害者			年 齢 制 限	所 得 制 限	自 己 負 担	担 当 課	掲 載 ペー ジ	
体不自由				心臓・じん臓 呼吸器機能・他				(療育手帳)								(精神手帳)
3	4	5	6	1	2	3	4	A 1	A 2	B 1	B 2	1	2	3		
								▲	▲	▲	▲				有	有
▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	有	有
▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲								有	有
▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲								有	有
▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲								有	
								▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	有	
▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲		

1. 障害程度別該当事業一覧表

1

障害程度別該当事業一覧表

障害の種別 級 別 (程度)		身 体 障 害															
		視 覚						聴覚・平衡感覚						音声・言語 そしゃく		肢	
		1	2	3	4	5	6	2	3	4	5	6	3	4	1	2	
その他の制度	公 営 住 宅 へ の 入 居																
	シンボルマークの実施																
	障害者ふれあいブックメールサービス																
	読書バリアフリーサービス(視覚障害者等サービス)			手帳を持っていない方も													
	郵 送 貸 出	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	視 覚 障 害 者 等 サ ー ビ ス			手帳を持っていない方も													
	声 の 広 報 の 発 行	▲	▲	▲	▲	▲	▲										
	郵便物の無料扱い等																
	手話入り映像ライブラリー等製作貸出事業							▲	▲	▲	▲	▲					
	点字図書・録音図書の製作貸出事業	▲	▲	▲	▲	▲	▲										
	避難行動要支援者名簿登録	●	●					●							●	●	
	青い鳥郵便葉書の無償配布	●	●					●							●	●	
	福祉定期預貯金等																
104電話番号案内の無料取扱																	
長崎県障害者スポーツ大会	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
相談制度等	相 談 員 制 度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	聴覚言語相談員の設置							●	●	●	●	●					
	長崎市精神障害者相談支援センター やまぼうし	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	長崎市障害者相談支援事業所つどい	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	長崎市障害者相談支援事業いんくる	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	長崎市障害者相談支援事業所さち風	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	障 害 者 1 1 0 番	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	長崎県長崎こども・女性・障害者支援センター 身体障害者更生相談所	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	長崎県長崎こども・女性・障害者支援センター 知的障害者更生相談所																
	長崎県長崎こども・女性・障害者支援センター 児童相談所																
	長崎県長崎こども・女性・障害者支援センター 精神保健福祉センター																
	精神科救急情報センター																
	運営適正化委員会	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	成年後見制度																
	権利擁護に関する相談			手帳を持っていない方も													
	長崎公共職業安定所			手帳を持っていない方も													
	障害者就業・生活支援センターながさき	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	長崎障害者職業センター	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	総 合 相 談																
	生活困窮相談			手帳を持っていない方も													
こころの電話																	
教 育 相 談																	
就 学 相 談																	
市 民 相 談																	
消費生活相談																	

※各種申請等の手続きにおいて個人番号(マイナンバー)の記入が必要となる制度が一部あります。

(注)●は手帳の等級でほぼ該当 ▲は手帳の等級で一部該当

者		知的障害者 (療育手帳)				精神障害者 (精神手帳)			年齢制限	所得制限	自己負担	担 当 課	掲 載 ページ					
		心臓・じん臓 呼吸器機能・他																
体不自由				1	2	3	4	A 1	A 2	B 1	B 2	1	2	3				
3	4	5	6	1	2	3	4	A 1	A 2	B 1	B 2	1	2	3				
●	●			●	●	●	●	●	●	●	▲	●	●	▲		有	市営住宅管理センター・県住宅供給公社	
																	障 害 福 祉 課	
				●	●	●											県 立 長 崎 図 書 館	
ご利用できます																	長 崎 市 立 図 書 館	50・51
●	●	●	●	●	●	●	●										広 報 広 聴 課	
																	各 郵 便 局	
																	長崎県聴覚障害者情報センター	
																	長崎県視覚障害者情報センター	
				●	●			●	●			●					障 害 福 祉 課	
				●	●			●	●								各郵便局(障害福祉課)	
				▲	▲			▲	▲								各 金 融 機 関	
								●	●	●	●	●	●	●			N T T	
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			障 害 福 祉 課	
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			障 害 福 祉 課	
																	長崎市精神障害者相談支援センター やまぼうし	
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			長 崎 市 障 害 者 相 談 支 援 事 業 所 つ ど い	
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			長崎市障害者相談支援事業いんくる	
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			長崎市障害者相談支援事業所さち風	
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			障 害 者 1 1 0 番	
●	●	●	●	●	●	●	●										長崎県長崎こども・女性・障害者 支 援 セ ン タ ー	
								●	●	●	●					有		
												●	●	●			長 崎 県 精 神 科 救 急 情 報 セ ン タ ー	
												●	●	●			運 営 適 正 化 委 員 会	
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			家 庭 裁 判 所 成 年 後 見 セ ン タ ー ・ リ ー ガ ル サ ポ ー ト 長 崎 支 部 長 崎 公 証 人 合 同 役 場	
ご利用できます																	長 崎 市 権 利 擁 護 ・ 成 年 後 見 支 援 セ ン タ ー	
ご利用できます																		長 崎 公 共 職 業 安 定 所
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			障 害 者 就 業 ・ 生 活 支 援 セ ン タ ー な が さ き	
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			障 害 者 職 業 セ ン タ ー	
																	長崎市社会福祉協議会	
ご利用できます																		長崎県長崎こども・女性・障害者支援センター
																		県 教 育 セ ン タ ー
																		市 教 育 研 究 所
																		自 治 振 興 課
																		消 費 者 セ ン タ ー

1

障害程度別該当事業一覧表

2. 身体障害者手帳の交付等について

身体障害者手帳は、目・耳・口・手足、体幹又は内部（心臓・じん臓・肝臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能）などに一定程度以上の永続する障害のある方に対して、身体障害者福祉法の規定に基づき、その障害の程度に応じて1～6級までの区分により交付されるものです。（等級表についてはP66～69をごらんください。）

- 届出は代理人でも可能です。手続きはすべて各地域センターで受け付けます。

	申請内容	身体障害者手帳	診断書	写真	備考
手 帳 を 持 っ て	身体障害者手帳を申請したい		指定医師（各地域センター備付）が作成した診断書が必要です。	必要です。（備考をご覧ください。）	○ 指定医師については障害福祉課におたずねください。 ○ たて4cmよこ3cmの本人の顔写真が1枚必要です。（原則として、申請時から1年以内に撮った未使用のもの）
	新たに別の障害が加わったり、現在の障害の程度が重くなった				
身 体 障 害 者 手 帳 を す で に お 持 ち の 方	再審査の時期が到来した	必ずお持ちください。			
	手帳を汚損または紛失した（再交付）	汚損による再交付の場合は必ずお持ちください。			○ たて4cmよこ3cmの本人の顔写真が1枚必要です。
	市外から長崎市に住所が変わった				○ 手帳の内容や等級によって保険証などが必要になることがありますので障害福祉課におたずねください。 ○ 住民票は不要ですが、転入届を済ませてから手続きしてください。
	市内で住所が変わったり、氏名が変わった	必ずお持ちください。			○ 住民票は不要です。
	障害が回復したり手帳が不要になった				○ 手帳を返還してください。
	死亡した				○ 住民票や死亡診断書は不要です。
	長崎市外に転出した	詳しくは転出先の市町にておたずねください。ただし、施設入所による転出の場合は、届出が不要場合があります。			○ 手当や福祉医療費を受給されていた方は別の手続きが必要ですので障害福祉課におたずねください。 ○ 福祉医療費受給者証や交通費助成等で交付を受けた利用券については各地域センターに返還してください。

- 等級表に掲げる障害を有しなくなったとき、又は死亡したときはすみやかに手帳を返還しなければなりません（違反した場合は10万円以下の罰金に処せられます。）
- 偽りその他不正な手段により、手帳の交付を受けた者又は受けさせた者は、6ヵ月以下の懲役又は20万円以下の罰金に処せられます。
- 手帳の不正使用をした場合は、懲役又は罰金に処せられますのでご注意ください。
- 手帳の交付を受けた後で、手帳を他人に譲渡したり、貸与したりすることはできません。

3. 療育手帳の交付等について

療育手帳は、知的障害児者に対して一貫した指導、相談を行ったり、各種の福祉サービスを利用しやすくするために、長崎こども・女性・障害者支援センター内の児童相談所又は知的障害者更生相談所の判定に基づき県知事が交付します。障害の程度によりA1、A2、B1、B2の4段階に分けられています。

(1) 申請

申請に必要なもの

- ① 療育手帳交付申請書
- ② 療育手帳交付・再判定申請時調査票
- ③ 本人の写真（たて4cm、よこ3cm）1枚
- ④ 療育手帳（他県の手帳を持っている方）

(2) 再判定

交付後に障害程度が変化したときや判定の記録欄に記載された「次の判定年月日」までに、児童相談所又は知的障害者更生相談所の判定が必要です。

再判定に必要なもの

- ① 再判定申請書
- ② 療育手帳交付・再判定申請時調査票
- ③ 療育手帳

(3) 変更

本人の住所や氏名を変更したとき、又は保護者の変更や保護者が住所・氏名を変更したときは、変更の届出をしてください。

変更に必要なもの

- ① 記載事項変更届
- ② 療育手帳

(4) 再交付

手帳を汚損したり紛失したときは、再交付を受けてください。

再交付に必要なもの

- ① 再交付申請書
- ② 本人の写真（たて4cm、よこ3cm）1枚

(5) 返還

亡くなられたり障害等級に該当しなくなったときは、すみやかに手帳を返還してください。

(6) 療育手帳は、長崎県内のみ有効で、他県では使用できませんので、他県への転出の場合は、その居住地で新たに手帳申請が必要になります。

(7) 知的障害者の障害程度の判定は、児童相談所又は知的障害者更生相談所が行います。なお、知能指数（IQ）により判定されますが、知能指数による区分が困難又は不適当と判断される場合は、「発達障害程度の指数」を参考にして判定されます。

最重度・・・A1＝おおむねIQが20以下
 重度・・・A2＝おおむねIQが21以上35以下
 中度・・・B1＝おおむねIQが36以上50以下
 軽度・・・B2＝おおむねIQが51以上70以下

★手続きはすべて各地域センターで受け付けます。

4. 精神障害者保健福祉手帳の交付等について

精神障害のために長期にわたり日常生活又は社会生活に障害がある方に対し、各種の支援策を受けやすくなることを目的に県知事が交付します。障害の程度により1～3級に分けられています。

(1) 申請

申請に必要なもの

- ① 障害者手帳申請書
- ② 下記のアかイのいずれか
 - ア 精神障害に起因する障害年金を受給している場合は、その障害年金証書あるいは年金振込通知書(ハガキ)。年金調査のための同意書。
 - イ ア以外の場合は、診断書(精神障害者保健福祉手帳用)

診断書作成時点において医療機関の初診日から6ヶ月以上経過していること
- ③ 顔写真(たて4cmよこ3cm、申請時から1年以内に撮った未使用のもの)

(2) 更新

手帳の有効期限は2年間です。有効期限の3カ月前から更新の手続きができます。

更新に必要なもの

- ① 障害者手帳申請書
- ② 下記のアかイのいずれか
 - ア 精神障害に起因する障害年金を受給している場合は、その障害年金証書あるいは年金振込通知書(ハガキ)。年金調査のための同意書。
 - イ ア以外の場合は、診断書(精神障害者保健福祉手帳用)
- ③ 精神障害者保健福祉手帳
- ④ 顔写真(写真付の精神障害者保健福祉手帳を持っており、等級が変わらない場合は不要。)

(3) 変更

住所や氏名、障害の状態が変化したときは、変更の手続きをしてください。

変更に必要なもの

- ① 障害者手帳記載事項変更届
- ② 精神障害者保健福祉手帳
- ③ 障害の状態が変化した場合は、障害者手帳申請書、診断書(精神障害者保健福祉手帳用)あるいは障害年金証書(精神障害に起因するものに限る)か年金振込通知書(ハガキ)、同意書、顔写真

(4) 再交付

手帳を汚損したり紛失したときは、再交付を受けてください。

再交付に必要なもの

- ① 再交付申請書
- ② 顔写真(たて4cmよこ3cm、申請時から1年以内に撮った未使用のもの)
- ③ 汚損の場合は手帳

(5) 返還

亡くなられたり、県外に転出される場合には手帳を返還してください。

★手続きはすべて各地域センターで受け付けます。

手続きに必要な申請書等の書類は、各地域センターや医療機関にあります。

○長崎市の身体障害者数調(令和7年3月31日現在) (単位:人)

区 分	視 覚	聴覚・ 平衡	音声・言語 そしゃく	肢体	内部	合 計
1 級	551	111	11	1,430	3,508	5,611
2 級	501	399	18	1,756	102	2,776
3 級	82	325	132	1,652	1,466	3,657
4 級	88	818	110	1,979	2,052	5,047
5 級	160	22	—	943	—	1,125
6 級	75	1,006	—	778	—	1,859
合 計	1,457	2,681	271	8,538	7,128	20,075

○長崎市の知的障害者数調(令和7年3月31日現在) (単位:人)

区 分	療 育 手 帳 所 持 者				
	A1	A2	B1	B2	合 計
18歳以上	1,021	695	1,085	1,048	3,849
18歳未満	153	129	206	345	833
合 計	1,174	824	1,291	1,393	4,682

○長崎市の精神障害者保健福祉手帳交付者数調(令和7年3月31日現在) (単位:人)

障 害 等 級			
1 級	2 級	3 級	合 計
362	3,307	2,410	6,079

○障害福祉サービス支給決定者の障害支援区分ごと人数調
(令和7年3月31日現在) (単位:人)

区 分 1	区 分 2	区 分 3	区 分 4	区 分 5	区 分 6	合 計
26	589	614	517	425	664	2,835



5. 相談制度について

相談支援事業について

○相談支援事業とは

地域の障害のある方やその家族の方などからの、福祉に関する相談を専門の相談員がお受けすることで、地域で安心して生活を送ることができるように支援する事業です。

○相談内容について

- ・日常生活を送るうえでの相談
- ・地域の障害福祉サービス事業者等の情報提供や助言
- ・障害福祉サービスなどの利用申請等のお手伝いなど、自立した生活のためのサポートを行います。

○事業所について

長崎市が相談支援業務を委託している事業所が5か所あります。
対象者：身体・知的・精神障害のある障害児者やその家族など

- (1) 長崎市障害福祉センター（もりまちハートセンター）
長崎市茂里町2番41号 ☎842-2525
- (2) 長崎市精神障害者相談支援センター やまぼうし
長崎市大橋町18番7号 ☎845-2337
- (3) 長崎市障害者相談支援事業所 つどい
長崎市末石町162番地 ☎898-5656
- (4) 長崎市障害者相談支援事業 いんくる
長崎市三京町702番1 ☎865-6112
- (5) 長崎市障害者相談支援事業所 さち風
長崎市田中町279番地44 ☎801-1122

※46ページ及び52ページにも記載があります。



障害者相談員について

○障害者相談員とは

長崎市では、障害のあるご本人やご家族を障害者相談員として委嘱し、身体・知的・精神障害のある方やそのご家族からのさまざまな相談をお受けして、問題解決のための助言や情報提供をしています。障害者相談員は、みなさんのお住まいの地域で、みなさんと同じ立場に立って、自らの経験などを生かして相談に応じますので、気軽にご利用ください。

○守秘義務

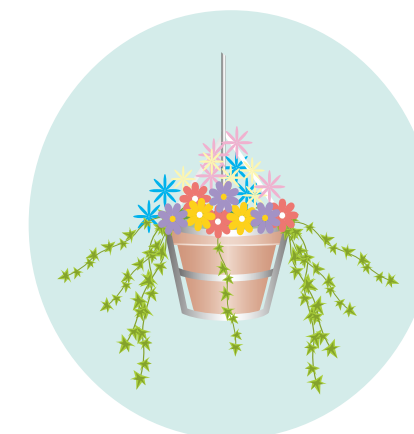
障害者相談員が相談を受ける時は、個人の人格を尊重し、業務上知り得た個人の秘密を守らなければならないと厳しく義務付けられていますので、安心してご相談ください。

○障害者相談員の証明書の呈示

障害者相談員は、長崎市発行の証明書を持っています。相談に際しては、事前に証明書の呈示をするようになっています。

また、呈示が必要な時はいつでもお申し付けください。

※相談員名簿は61ページに記載しています。



障害者虐待防止センター

○長崎市では、障害者の権利利益の擁護を図るため、障害者虐待に関する通報・相談窓口として、「長崎市障害者虐待防止センター」を設置し、障害者の虐待に関する相談や通報を受け付けています。適切な周知・啓発・指導を行うことで、虐待の未然防止及び早期発見に努めます。

長崎市障害者虐待防止センター

【月～金 9:00～17:00】長崎市基幹相談支援センター TEL:095-801-2828

【休日・祝日・夜間・時間外】障害者虐待防止センター

TEL:095-829-1800 FAX:095-823-7571

6. 長崎市における障害児者の福祉制度

区分	制 度	身体障害者手帳						療育手帳				精神手帳			内 容
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	A1	A2	B1	B2	1級	2級	3級	
手 当	特別障害者手当 (特児法)	▲	▲					▲	▲			▲			在宅の20歳以上の重度障害者で、日常生活において常時、特別の介護を必要とする方に支給します。 ○ 重度の障害が重複する方 ○ 身体機能の障害が重複し、日常生活における介護が前号と同程度以上の方 ○ 長期にわたる絶対安静を必要とする病状があり、日常生活の用ができない方(肢体・内部障害で最重度の方) ○ 上記の同程度の精神障害の方 1. 支給額…月額29,590円(R7.4.1~) 2. 支給方法…毎年5月(2~4月分)、8月(5~7月分)、11月(8~10月分)、2月(11~1月分)に分けて、本人の預金口座に振り込みます。
	障害児福祉手当 (特児法)	▲	▲					▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	在宅の20歳未満で重度障害児の日常生活において常時介護を必要とする方に支給します。 1 支給額…月額16,100円(R7.4.1~) 2 支給方法…毎年5月(2~4月分)、8月(5~7月分)、11月(8~10月分)、2月(11~1月分)に分けて、本人の預金口座に振り込みます。
	特別児童扶養手当 (特児法)	●	●	●	▲			●	●	▲	▲				精神又は身体に重度の障害を有する20歳未満の在宅児童を監護している保護者、又は父母に代わって養育している方に支給します。 1 支給額…重度障害(月額)56,800円(1級) 中度障害(月額)37,830円(2級) 2 支給方法…毎年4月(12~3月分)、8月(4~7月分)、11月(8~11月分)に分けて支給します。 ※支給対象は、申請月の翌月分からとなります。
	児童扶養手当 (児扶法)														18歳到達年度の末日までの児童(児童に障害がある場合は20歳未満)を養育しているひとり親家庭等、又は両親の一方が児童扶養手当法施行令に定める障害(国民年金又は厚生年金保険法1級相当)の状態にある方の配偶者に支給します。 1 支給額…対象児童1人の場合(月額)46,690円~11,010円 第2子以降 上記金額に11,030円~5,520円加算 2 支給方法…毎年5月(3・4月分)、7月(5・6月分)、9月(7・8月分)、11月(9・10月分)、1月(11・12月分)、3月(1・2月分)に分けて支給します。 ※支給対象は、申請月の翌月分からとなります。
年 金 等	心身障害者扶養共済制度 (県条例)	●	●	●				●	●	●	●	●	●	●	心身障害者の保護者が一定の掛金を払い、保護者に万一のことがあったとき、残された障害者の生活の安定を考え、終身一定の年金を支給する制度です。 ○ 掛金…1口あたり月額9,300円~23,300円心身障害者1人につき2口まで加入可能 保護者の加入年齢で掛金の額が違います。65歳に達し、かつ20年(一部25年以上)以上継続して加入した場合は、その後の掛金は免除されます。 ○ 掛金の援助 被保護世帯、市民税非課税世帯、市民税均等割世帯等には、掛金援助制度があります。 年金給付月額20,000円(1口の場合) 保護者(加入者)が死亡又は特別障害の状態になったとき支給されます。 ○ 弔慰金 年金の支給前に障害者が死亡したとき、保護者に支給されます。 加入期間により5万円~25万円 ○ 脱退一時金 5年以上加入していた方が脱退される場合支給されます。加入期間により7万5千円~25万円
	障害基礎年金 (国民年金法)														20歳以上の方で、国民年金に加入中等に病気がケガで国民年金法の障害等級に該当する程度の障害状態にある場合に支給されます。

(注) ●は手帳の等級でほぼ該当 ▲は手帳の等級で一部該当

条 件 等	申 請 手 続 に 必 要 な も の	担 当 課
給付が制限される方 ○ 施設に入所している方 ○ 病院・診療所に継続して3ヵ月以上入院している方 ○ 本人又は扶養義務者の所得が限度額を超えている方 ○ 介護手当受給者 (原爆被爆者介護手当受給者は差額支給)	○ 特別障害者手当認定請求書 ○ 診断書、所得状況届 ○ 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳 ○ 預金通帳	障害福祉課
給付が制限される方 ○ 本人又は扶養義務者の所得が限度額を超えている方 ○ 障害を支給事由とする年金を受給している方 ○ 本人が施設等に入所している方	○ 障害児福祉手当認定請求書 ○ 診断書、所得状況届 ○ 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳 ○ 預金通帳	障害福祉課
給付が制限される方 ○ 受給者又は扶養義務者の所得が限度額を超えている方 ○ 児童が障害を支給事由とする年金を受給している方 ○ 児童が施設等に入所している方	詳しくは、こども政策課におたずねください。	こども政策課 (829-1270)
給付が制限される方 ○ 受給者又は扶養義務者の所得が限度額を超えている方 ○ 児童が施設等に入所している方 ○ 公的年金又は遺族補償等を受給中の方は受給額に応じて差額支給又は支給停止	詳しくは、こども政策課におたずねください。	こども政策課 (829-1270)
○ 加入する保護者が65歳未満でかつ、特別の疾病又は障害がなく生命保険に加入できる健康状態の方	詳しくは、長崎県障害福祉課におたずねください。 加入手続に必要なもの ○ 心身障害者扶養共済保険加入申込書、告知書 ○ 障害証明書 ○ 年金管理者指定届 ○ 住民票(加入者と心身障害者分) ○ 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳 ○ 印鑑	長 崎 県 障害福祉課 (895-2453)
○ 障害の原因となった病気やケガで最初に病院を受診した日(初診日)が、次の時期にある方 1 国民年金の加入期間 2 国民年金の被保険者であった方で60歳以上65歳未満の期間(国内在住に限る) 3 20歳未満 ※1・2の期間に初診がある方は、国民年金保険料の納付要件があります。 ※3の期間に初診がある方は、本人の所得制限があります。 ※原則65歳未満の方が申請対象となります。 (老齢基礎年金の繰上げ請求者を除く)	詳しくは、住民情報課におたずねください。	住民情報課 (829-1137)

6. 長崎市における障害児者の福祉制度

区分	制 度	身体障害者手帳						療育手帳				精神手帳			内 容
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	A1	A2	B1	B2	1級	2級	3級	
年金等	障害厚生年金 (厚生年金保険法)														厚生年金に加入中に、病気やケガで厚生年金保険法の障害等級に該当する程度の障害にある場合に支給されます。
	障害共済年金 (国家公務員共済組合法) (地方公務員等共済組合法) (私立学校教職員共済組合法)														共済年金に加入中に、病気やケガで各共済組合法の障害等級に該当する程度の障害状態にある場合に支給されます。 ※平成27年10月から被用者年金制度が一元化され、共済年金は厚生年金に統一されました。
	特別障害給付金 (特別障害給付金の支給に関する法律)														20歳以上の方で、病気やケガで国民年金法の障害等級に該当する程度の障害状態にあるが、国民年金に任意加入していなかったため障害基礎年金等が受給できない場合に支給されます。
医療費の助成	福祉医療 (市 条 例)	●	●	●				●	●	●		●			重・中度の心身障害者が健康保険により診療を受けたとき、病院等へ支払った負担金の一部を次のとおり支給します。 (1) 身体障害者手帳1、2級及び療育手帳A1、A2並びに精神障害者保健福祉手帳1級の方は、病院ごとに、一部負担金の額から1日につき800円(1ヶ月につき、1,600円を限度)を差し引いた額を支給(薬局の保険給付を受けたときは、一部負担金に相当する額) ※長崎市内で現物給付に対応できる病院・薬局があります。 ※精神障害者保健福祉手帳1級の方は、通院医療のみが対象です。 (2) 身体障害者手帳3級及び療育手帳B1の方は、(1)の2分の1を支給 ※償還払い
	更生医療 (総合支援法)	●	●	●	●	●	●								身体障害者が手術等によって障害の程度を軽くしたり、取り除いたり、あるいは障害の進行を防ぐことが可能な場合に、その医療費を助成します。 ○ 身体障害者手帳を持っている18歳以上の方
	精神通院医療 (総合支援法)											●	●	●	精神疾患の通院治療に必要な医療費の90%を保険と公費で負担し、自己負担が10%になります。 (手帳を持っていない方でも対象となる場合があります)

(注) ●は手帳の等級でほぼ該当 ▲は手帳の等級で一部該当

条 件 等	申 請 手 続 に 必 要 な も の	担 当 課
○ 初診日において、厚生年金保険の被保険者であること。 ○ 保険料の納付要件があります。	詳しくは、年金事務所におたずねください。	年金事務所 長崎南 (825-8707) 長崎北 (861-1354)
○ 初診日において、共済組合の組合員であること。	詳しくは、各共済組合におたずねください。	各 共 済 組 合
○ 支給対象となる方 1. 平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生で当時、任意加入していなかった方。 2. 昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者(厚生年金、共済年金などの加入者)の配偶者であって、当時、任意加入していなかった期間内に初診日がある方。 ○ 本人の所得制限があります。	詳しくは、住民情報課におたずねください。	住 民 情 報 課 (829-1137)
○ 本人、配偶者及び扶養義務者の所得制限があります。 ○ 対象から除かれる方 ①被爆者健康手帳所持者(被爆体験者精神医療受給者証所持者を除く) ②生活保護受給者 ③子ども医療対象者 ○ 高額療養費の支給や附加給付等が行われたときは、医療費からそれらの額を控除した後の額について支給額を算定します。 ○ 介護保険によりサービスを受けた場合の一部負担金については、支給対象となりません。	資格認定申請に必要なもの ○ 福祉医療費受給資格認定申請書 ○ 同意書・委任状 ○ 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳 ○ 健康保険証の写し又は資格確認書 ○ 預金通帳又は貯金通帳 ○ 個人番号(マイナンバー)が確認できるもの 支給申請に必要なもの ○ 福祉医療費支給申請書 ○ 福祉医療費受給者証 ○ 病院等の領収書又は診療報酬証明	障害福祉課
○ 自己負担については、原則として医療費の1割負担。ただし、世帯の所得等に応じた月額負担上限額が設定されます。なお、一定所得以上の場合、助成対象外となる場合があります。 ○ 所持している身体障害者手帳の障害に対して行われます。 ○ 申請は、制度の対象となる医療が行われる前に必要です。	○ 自立支援医療費(更生医療)支給認定申請書 ○ 指定医療機関の主たる医師の意見書 ○ 身体障害者手帳 ○ 個人番号(マイナンバー)が確認できるもの ○ 調査書 ○ 健康保険証の写し又は資格確認書 ○ 人工透析を受診している慢性腎不全の方は特定疾病療養受療証	障害福祉課
○ 有効期限は1年間。1年毎に継続の申請が必要です。 ○ 世帯の所得等に応じた月額負担上限額が設定されます。	○ 自立支援医療費(精神通院)支給認定申請書 ○ 診断書(重度かつ継続の場合は意見書も必要) ○ 個人番号(マイナンバー)が確認できるもの ○ 自立支援医療費(精神通院)収入状況届 ○ 健康保険証の写し又は資格確認書	障害福祉課

6. 長崎市における障害児者の福祉制度

区分	制 度	身体障害者手帳						療育手帳				精神手帳			内 容		
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	A1	A2	B1	B2	1級	2級	3級			
日常生活用具の給付等	日常生活用具の給付 (総合支援法) (市要綱)	●	●	▲	▲	▲	▲	▲	▲						自立生活支援用具	電磁調理器	視覚障害2級以上で盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯(18歳以上)、A1又はA2で家族が日中家にいない世帯
																歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害2級以上(学齢児以上)
																聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害2級以上の者で聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯(18歳以上)
															在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓機能障害等3級以上(3歳以上)
																ネブライザー(吸入器)(学齢児以上)	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者(児)であって必要と認められる者(医師の意見書があれば肢体2級以上・音声障害も可)
																電気式たん吸引器(学齢児以上)	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者(児)であって必要と認められる者(医師の意見書があれば肢体2級以上・音声障害も可)
																酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う者
																盲人用体温・血圧計(音声式)	視覚障害2級以上で学齢児以上の者(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)
																盲人用体重計	視覚障害2級以上で18歳以上の者(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)
															情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置(学齢児以上)	音声・言語機能障害又は肢体不自由者であって発声・発語に著しい障害を有する者
																情報・通信支援用具※	上肢機能障害2級又は視覚障害2級以上の者
																点字ディスプレイ	視覚障害2級以上で18歳以上の者
																点字器	視覚障害者
																点字タイプライター	視覚障害2級以上(就学、就労または就労見込みの者)
																視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害2級以上で学齢児以上の者
																視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害2級以上の者
																視覚障害者用拡大読書器	視覚障害者で学齢児以上の者(3級以下は医師の意見書があれば可)
																盲人用時計	視覚障害2級以上で18歳以上の者
																聴覚障害者用通信装置	聴覚障害者又は発声・発語に著しい障害を有する者で学齢児以上の者
																聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害者であって本装置によりテレビの視聴が可能になる者
															支排泄用管具	人工喉頭	音声・言語機能障害のある者(人工鼻及び人工鼻装着用シールにあたっては常時埋込型の人工喉頭を装着した者に限る。)
																ストーマ装具(ストーマ用品洗腸用具含む)紙おむつ等(紙おむつ、サラシ、ガーゼ等衛生用品)	ストーマ造設者 高度の排便機能障害、脳原性運動機能障害かつ意思表示困難者 高度の排尿機能障害者(紙おむつ等については、医師の意見書を受けた者に限る。)
															改住修費宅	収尿器	高度の排尿機能障害のある者
																スロープ・手すりなどの中小規模改修	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害を有する者であって障害程度等級3級以上の者(特殊便器への取替えは上肢障害2級以上の者)
															その他	点 字 図 書	視覚障害者で、情報入手を点字によっている者

※ 情報・通信支援用具とは、障害者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器や、アプリケーションソフトのことです。

(注) ●は手帳の等級でほぼ該当 ▲は手帳の等級で一部該当

条 件 等	申 請 手 続 に 必 要 な も の	担 当 課
		障害福祉課

6. 長崎市における障害児者の福祉制度

区分	制 度	身体障害者手帳						療育手帳				精神手帳			内 容						
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	A1	A2	B1	B2	1級	2級	3級							
資金の貸付	生活福祉資金貸付	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	心身障害者の経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図るため、生活福祉資金を貸付けます。						
	手帳を持っていない方でも対象となる場合があります																				
交通費助成	福祉タクシー(市要綱)	▲	▲					●	●						在宅の重度心身障害者が容易に外出できるように、タクシー料金の一部を助成します。 ①福祉タクシー利用券を48枚交付 ②車いす利用者はリフト付タクシーも利用できます。						
		<table><tr><td>タクシーの種類</td><td>助成金(利用券1枚につき)</td></tr><tr><td>福祉仕様車・小型</td><td>500円</td></tr><tr><td>リフトと寝台付き</td><td>1,370円</td></tr></table>														タクシーの種類	助成金(利用券1枚につき)	福祉仕様車・小型	500円	リフトと寝台付き	1,370円
タクシーの種類	助成金(利用券1枚につき)																				
福祉仕様車・小型	500円																				
リフトと寝台付き	1,370円																				

(注) ●は手帳の等級でほぼ該当 ▲は手帳の等級で一部該当

条 件 等	申 請 手 続 に 必 要 な も の	担 当 課
○ 連帯保証人が必要です。 原則1名(60歳以下) ○ 民生委員の意見書が必要です。	○ 詳しくは長崎市社会福祉協議会(貸付相談係)へおたずねください。 (貸付相談係)TEL801-0057	長崎市社会福祉協議会 (801-0057)
○ 在宅の重度の身体障害者で常時車いす利用者 ○ 在宅の重度の知的障害者 ○ 在宅の1級の視覚障害者で世帯全員が所得税非課税かつ次の①～⑤に該当するもの ①1級の視覚障害者の単身世帯 ②1級の視覚障害者の夫婦のみの世帯 ③1級の視覚障害者の同居の世帯員が仕事で日中不在の世帯 ④1級の視覚障害者の同居の世帯員が高齢のため介助できない世帯 ⑤①～④に準ずる世帯 ○ 交通費助成との重複交付はできません。	○ 福祉タクシー利用券交付申請書 ○ 身体障害者手帳又は療育手帳	障害福祉課

障害児者の福祉制度

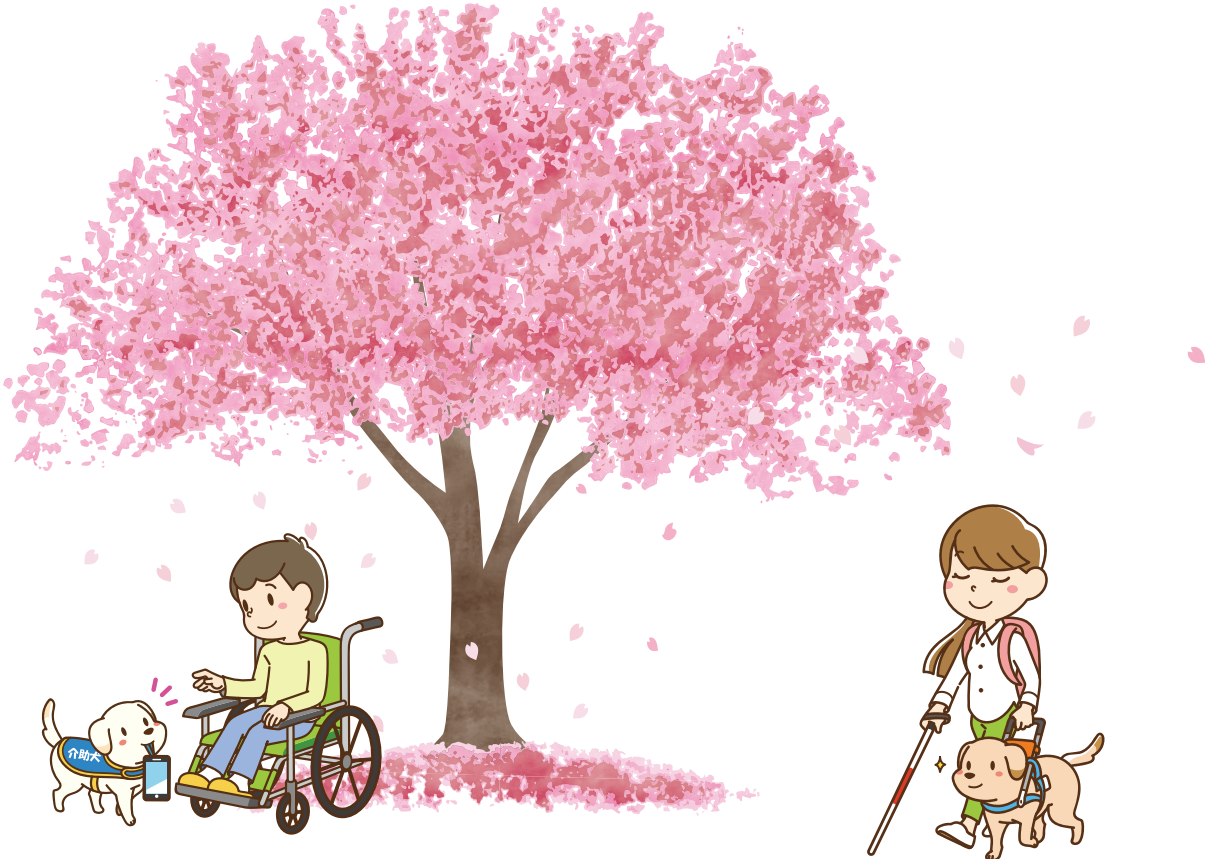
6

資金の貸付・交通費助成

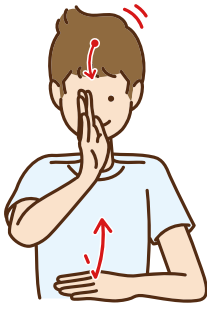
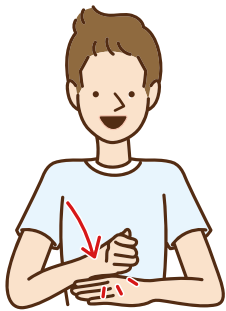
障害児者の福祉制度

6

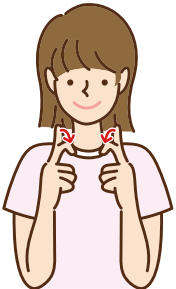
資金の貸付・交通費助成



しゅわ はな
手話で話そう



ありがとう



こんにちは

6. 長崎市における障害児者の福祉制度

区分	制 度	身体障害者手帳						療育手帳				精神手帳			内 容
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	A1	A2	B1	B2	1級	2級	3級	
交通費助成	交通費助成 (バス・電車・船舶券) (市要綱)	●	●	●	▲	▲	▲	●	●	●	●	●	●	●	心身障害者の自立更生を助長し、社会活動への参加を図るため、市内交通機関の利用券を交付します。 バス・電車：乗車した後日にお手持ちのエヌタス T カード 又はニモカードへ支払額に応じた助成 [年額上限：5,000円（小児 3,000円）] 船舶利用券：池島用年間27枚(190円券・子供90円券) ：伊王島用年間14枚(360円券・子供180円券) ：高島用年間9枚(570円券・子供290円券)
	交通費助成 (タクシー券) (市要綱)	●	●	●	▲	▲	▲	●	●	●	●	●	●	●	心身障害者の自立更生を助長し、社会活動への参加を図るため、タクシーの利用券を交付します。 1枚100円の利用券を年間50枚交付
	交通費助成 (ガソリン券) (市要綱)	●	●	●	▲	▲	▲	●	●	●	●	●	●	●	心身障害者の自立更生を助長し、社会活動への参加を図るため、ガソリン券を交付します。 1枚500円のガソリン券を年間10枚交付
運賃割引	旅客鉄道	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	旅客鉄道会社の協力によって、鉄道運賃が割引されます。 (5割引)

(注) ●は手帳の等級でほぼ該当 ▲は手帳の等級で一部該当

条 件 等	申請手続に必要なもの	担 当 課
○ 身体障害者手帳1～3級、療育手帳所持者又は精神障害者保健福祉手帳所持者 ○ 身体障害者手帳4～6級の者で当該年度において70歳以上の者 ○ 福祉タクシー、交通費助成(タクシー券・ガソリン券)及び高齢者交通費助成との重複交付はできません。 ○ 交付は年に1回	○ 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳 ○ 引換申請ハガキ	障害福祉課
○ 身体障害者手帳1～3級、療育手帳所持者又は精神障害者保健福祉手帳所持者 ○ 身体障害者手帳4～6級の者で当該年度において70歳以上の者 ○ 福祉タクシー、交通費助成(バス・電車・船舶・ガソリン券)及び高齢者交通費助成との重複交付はできません。 ○ 交付は年に1回	○ 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳 ○ 引換申請ハガキ	障害福祉課
○ 介護者が割引を受けるには、購入する乗車券の種類、乗車区間、期間が障害者本人と同一で同時購入でなければなりません。 ○ 介護者に対して発売する定期乗車券は、通勤定期券に限られます。 ○ 介護者は、1名のみ割引されます。 ○ 乗車時は、障害者手帳の携帯が必要です。	○ 旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄に「第1種」または「第2種」の記載のある障害者手帳を提示してください。	旅客鉄道会社

6. 長崎市における障害児者の福祉制度

区分	制度	身体障害者手帳						療育手帳				精神手帳			内 容
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	A1	A2	B1	B2	1級	2級	3級	
運賃割引	有料道路	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲						有料道路障害者割引を申請することにより、有料道路の通行料金が割引されます。(5割引) ○ 乗用自動車、貨物自動車又は特殊用途自動車で大 型車、乗合型自動車、営業用の自動車、軽トラック等 を除きます。 ○ ETC利用の場合における割引適用もできます。 (詳しくは、有料道路ETC割引登録係) 【TEL】045-477-1233 割引有効期限 ① 新規及び変更の申請時 → 申請をした日から、その後の2回 目の誕生日まで ② 更 新 → 申請をした日から、その後の3回 目の誕生日(割引有効期限の2カ 月前から申請可能)まで
	バス	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	バス会社の協力によって、バス運賃が割引されます。(5割引) ※ご利用にあたっては、障害者手帳、療育手帳を運転者にご提示ください。 1. 第1種身体障害者、第1種知的障害者(A1・A2)又は精神障害者1級の場合は本人及び介護者について割引されます。 2. 第2種身体障害者、第2種知的障害者(B1・B2)又は精神障害者2・3級の場合は本人について割引されます。 3. 定期乗車券は、3割引。(ただし、小学生の定期乗車券については通常定期の割引のみ)
	路面電車	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	電車会社の協力によって、電車運賃が割引されます。(5割引) 1. 第1種身体障害者、第1種知的障害者(A1・A2)及び12歳未満の第2種の場合、又は精神障害者1級及び12歳未満の2・3級の場合は本人及び介護者について割引されます。 2. 第2種身体障害者、12歳以上の第2種知的障害者(B1・B2)又は12歳以上の精神障害者2・3級の場合は本人について割引されます。 3. 定期乗車券の割引はありません。 4. 一日乗車券の割引はありません。 ※ご利用にあたっては、身体障害者手帳、療育手帳、又は精神障害者保健福祉手帳を運転士にご提示ください。 (左記障がい者用カードの場合は運転士より求められた場合のみ提示可)
	◎障がい者用カード  ・身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳等をご提示の上、窓口での申し込みが必要です。 ・nimocaエリアと長崎バスにて自動的割引運賃で精算できます(nimocaエリア・長崎バス以外ではご利用いただけません。) ・毎年の誕生日(初回購入時は次々回の誕生日)が有効期限で、有効期限を迎えたカードはご利用いただけません(更新が必要)。 ※同伴者および介助者の方の運賃精算を行う場合は、運転士にお申し出ください。 障がい者用カードは、購入方法など取扱いが事業者によって異なる場合があります。詳しくはご利用先の事業者にお問い合わせください。														
	船舶	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	▲	▲	▲	船舶会社の協力によって、運賃(料金を除く)が割引されます。(5割引) 1. 第1種身体障害者又は第1種知的障害者(A1・A2)の場合は本人及び介護者について割引されます。 2. 第2種身体障害者又は第2種知的障害者(B1・B2)の場合は本人について割引されます。 ※ご利用にあたっては、身体障害者手帳、又は療育手帳をご提示ください。
	航空	●	▲	▲	▲	▲	▲	●	●	●	●	▲	▲	▲	航空会社の協力によって、航空運賃が割引されます。 ※割引率、適用範囲については、各航空会社で異なります。
	タクシー	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	タクシー会社の協力によって、タクシー運賃が割引されます。(1割引) ※ご利用にあたっては、身体障害者手帳、療育手帳、又は精神障害者保健福祉手帳を運転者にご提示ください。

(注) ●は手帳の等級でほぼ該当 ▲は手帳の等級で一部該当

条 件 等			申 請 手 続 に 必 要 な も の	担 当 課
区 分	対象となる手帳	対象となる車の所有者	(障害者割引を受けるための事前登録に必要なもの) ①身体障害者手帳又は療育手帳 ②自動車検査証(法人名義は該当しません) ③運転免許証(障害者本人運転の場合のみ) ※ETCを利用する場合 上記の①～③に加えて、次のものがが必要です。 ④ETCカード(原則、障害者本人名義のもの) ⑤ETC車載器セットアップ申込書・証明書 ⑥現金利用車の場合は、料金所で障害者手帳または「ミライロIDアプリ」をご提示ください。 ⑦タクシーや福祉有償運送車両を利用する場合は事業者側の協力が必要となります。	障害福祉課
手帳所持者 本人が運転する場合	身体障害者手帳(全等級)	本人、配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等の所有車。ただし、これらの車が利用できない場合や車を保有していない場合は知人所有やレンタカー、車検時の代車のほか、手帳が第1種の場合は福祉有償運送車両やタクシーも利用可		
本人が乗車し 介護者が運転する場合	第1種身体障害者、療育手帳(A1・A2)			
※ 第2種の手帳所持者については本人運転の場合のみが対象				
			○「障害者手帳」または「ミライロIDアプリ」をご提示ください。	バス会社
			○「障害者手帳」または「ミライロIDアプリ」をご提示ください。	電車会社
			○九州商船は精神障害者に対する割引制度を実施しています。 ・精神障害者1級の場合は本人及び介護者について割引されます。 ・精神障害者2・3級の場合は本人について割引されます。 ※ご利用にあたっては、精神障害者保健福祉手帳を窓口でご提示ください。	船舶会社
			○ 定期航空路線の国内線のみ割引 ○ 介護者は、介護能力があり、障害者と共に同一行動を要します。	航空会社
			○「障害者手帳」または、「ミライロIDアプリ」または「マイナポータルAPI」をご提示ください。	タクシー会社

6. 長崎市における障害児者の福祉制度

区分	制度	身体障害者手帳						療育手帳				精神手帳			内 容
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	A1	A2	B1	B2	1級	2級	3級	
障害児者の福祉制度	ジパングクラブ	▲	▲	▲	▲	▲	▲								ジパングクラブに入会することによってJR料金の割引が受けられます。 1. 適用距離 片道、往復、連続で201km以上（適用距離 片道、101km以上ご利用の場合 令和8年(2026年)3月変更予定） 2. 割引率等詳しいことは直接JR又は長崎県身体障害者福祉協会連合会にお尋ねください。
	自動車改造費の助成（市要綱）	▲	▲												重度の身体障害者が就労等に伴い、自ら所有し、運転する自動車を改造する際に、障害に応じた改造に要する費用を助成します。 1 対象となる改造部位 操向装置及び駆動装置の一部改造 2 助成額 1件当たり10万円を限度として実際に要した額
	自動車運転免許取得費助成（市要綱）	▲	▲	▲	▲										身体障害者が就労又は就学が見込まれる等社会活動上の必要性から自動車運転免許の取得を希望する場合に、その費用の一部を助成します。 ○ 助成額 1人当たり10万円を限度として、教習料（検定料を含む）の3分の2
	の 駐車禁止の除外措置	●	▲	▲	▲			●	●			●			公安委員会の駐車禁止除外指定車標章の交付を受け、身体障害者の方本人が現に使用中の車両については、公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路に駐車できる場合があります。 駐停車禁止場所及び法定の駐車禁止場所等については駐車できません。 駐車禁止除外指定車標章の交付等の詳細については、最寄りの警察署にお尋ねください。 1 最寄りの警察署で駐車禁止除外指定車の指定を受けること。 2 駐車する場合は、駐車禁止除外指定車標章を車両の前面の見やすい箇所に掲出すること。
援助	おもいやり駐車場利用証	▲	▲	▲	▲	▲	▲	●	●			●			障害者用駐車場のうち、管理者の協力を得た駐車場を県内共通の利用証（おもいやり駐車場利用証）を掲示し利用します。

（注）●は手帳の等級でほぼ該当 ▲は手帳の等級で一部該当

条 件 等	申 請 手 続 に 必 要 な も の	担 当 課
○ 身体障害者手帳所持者で男性60歳、女性55歳以上の方（第1種身体障害者の介護者は同様の割引が受けられます。）	○ 年会費1,400円、入会申込書、身体障害者手帳のコピーを長崎県身体障害者福祉協会連合会に申込み。 長崎県総合福祉センター県棟4階 事前に電話で確認してください。	長 崎 県 身 体 障 害 者 福 祉 協 会 連 合 会 (846 - 8727)
○ 次の要件に全て該当する方 ①本人又は扶養義務者等の所得制限あり ②上・下肢又は体幹機能障害で1～2級 ③運転免許を有し、自らが所有し、運転する自動車の改造をする場合 ○ 改造前に申請が必要です。 ○ 市税の滞納がある場合は、助成の対象外となります。	○ 身体障害者用自動車改造費助成金交付申請書 ○ 業者の見積書 ○ 世帯全員の市町村民税所得・課税証明書(申請年の1月1日現在に長崎市に住民票がない方のみ) ○ 運転免許証 ○ 身体障害者手帳 ○ 車検証	障害福祉課
○ 1～4級の身体障害者手帳の交付を受け、次のいずれかに該当する方 ・ 市内に1年以上居住している場合 ・ 就学のため市外に居住している方で、その世帯等が市内にあり、生計を一にしている ・ 自立支援給付の支給を受け、又は本市の措置により施設に入所又は通所している ○ 所得税額が14万円を超えない世帯に属する方 ○ 自動車学校入校前に申請が必要です。	○ 身体障害者自動車運転免許取得助成事業費補助金交付申請書 ○ 事業計画書 ○ 収支予算書 ○ 身体障害者手帳 ○ 運転適性相談結果票の写し（内部障害者を除く） ○ 施設入所者は施設長の意見書 ○ 市外に居住している学生は、在学証明書 ○ 世帯全員の市町村民税所得・課税証明書(申請年の1月1日現在に長崎市に住民票がない方のみ)	障害福祉課
○ 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、小児慢性特定疾病児童手帳・医療受給者証（色素性乾皮症に限る。）の交付を受けて歩行困難な方。 ※ 交付基準については最寄りの警察署にお問い合わせください。	○ 最寄りの警察署で駐車禁止除外車両の指定申請を行ってください。 ○ 身体障害者手帳等 ○ 自動車検査証の写し又は自動車検査記録事項が記載がされた書面（車両を特定される場合） ○ 身分証明書	最 寄 り の 警 察 署 長崎県警察本部 交 通 規 制 課
○ 利用できる方 ・ 身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者、高齢者、妊産婦、けが人で歩行が困難な方。 ・ 小児慢性特定疾病患者 ※ 交付基準については、県福祉保健課又は市障害福祉課にお問い合わせください。	○ 該当する必要書類を交付窓口（※）で提示してください。 ・ 身体障害者手帳、療育手帳、精神手帳、特定疾患医療受給者証、介護保険被保険者証、母子健康手帳、診断書（けが人）小児慢性特定疾病医療受給者証（※）交付窓口 ・ 各地域センター ・ 長崎県長崎こども・女性・障害者支援センター（846-8905） ・ 長崎県福祉保健課（郵送による申請受付のみ）	長 崎 県 福 祉 保 健 課 (895 - 2416) 長 崎 市 障 害 福 祉 課 (829 - 1141)

6. 長崎市における障害児者の福祉制度

区分	制 度	身体障害者手帳						療育手帳				精神手帳			内 容
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	A1	A2	B1	B2	1級	2級	3級	
自動車税等の免除	軽自動車税種別割	●	●	▲	▲	▲	▲	●	●	●		●			次に該当する軽自動車については、軽自動車税種別割が免除されます。 1. 身体や知的又は精神に障害を有し、歩行が困難な者が所有する軽自動車等（身体障害者又は知的障害者、精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。）で、当該身体障害者本人が運転するもの、もしくは身体障害者又は知的障害者、精神障害者のために当該障害者等と生計を一にする者が運転するもの。 2. 身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者等が取得し、又は所有する自動車等で、専ら当該身体障害者等の通学、通院、通所もしくは生業のために当該身体障害者等を常時介護する者が運転するもの。 ※ 減免対象となる車両は、障害者本人もしくは障害者と同一生計の家族名義のものに限られます。 ※ 詳しくは、市民税課までお問い合わせください。
	その構造が専ら身体障害者等の利用に供するためのものである軽自動車等について、軽自動車税種別割が減免されます。														
自動車税等の免除	自動車税種別割 自動車税環境性能割 軽自動車税環境性能割	●	●	▲	▲	▲	▲	●	●					▲	次に該当するものについて、自動車税（種別割・環境性能割）が減免されます。 1. 身体障害者が取得（所有）し、かつ、自ら運転するもの。 2. 身体障害者が取得（所有）し、その者と生計を一にする者が、専ら当該障害者の通院、通学、通所又は生業のために運転するもの。 3. 身体障害者と生計を一にする者が取得（所有）し、当該身体障害者が運転するもの。 4. 身体障害者と生計を一にする者が取得（所有）し、その者と生計を一にする者（取得・所有者に限らない。）が、専ら当該身体障害者等の通院、通学、通所又は生業のために運転するもの。 5. （単身世帯又は身体障害者等のみで構成される世帯の）身体障害者が取得（所有）し、その者を常時介護する者が、専ら当該身体障害者等の通院、通学、通所又は生業のために運転するもの。 ①介護を受ける障害者の等級が減免に該当すること。 ②介護を受ける障害者名義の自動車であること。 ※ 詳しくは、長崎振興局税務部課税第二課第二グループにお問い合わせください。 ○ 減免申請は、毎年度納期限（月割減免の場合は毎月末日）までに提出してください。 （自動車税環境性能割の減免は登録前まで）
	同一生計者運転の場合 住民票（健康保険証可）、通学・通院通所等証明書（生業の場合は所得証明書等） 運転免許証、車検証、印鑑 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳 振興局税務部に提出 常時介護者運転の場合 運行計画書兼証明書、誓約書、運転免許証、車検証、印鑑、住民票（世帯全部） 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳 振興局税務部に提出														

（注）●は手帳の等級でほぼ該当 ▲は手帳の等級で一部該当

条 件 等		申 請 手 続 に 必 要 な も の	担 当 課
○ 減免対象車は、普通自動車を含め1台とする。 ○ 営業用のものを除く。 ○ 身体障害で、障害を複数有する場合には、当該等級より一上位等級とみなすものとします。 ■減免の対象となる障害の種別・程度		※減免申請は、納期限までに提出してください。 ○ 減免申請書 ○納税通知書 ○ 身体障害者手帳・療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳 ○ 納税義務者のマイナンバーがわかるもの ○ 運転免許証 ○ 同一生計者又は常時介護者が運転の場合は、同一生計を証明できるもの（住民票上で同一の場合は不要）	市 民 税 課 諸 税 係 (8 2 9 - 1 1 3 3)
障 害 別	障害者本人が運転	同一生計者（常時介護者）が運転	
視 覚	1～4級	1～4級	
聴 覚	2～3級	2～3級	
平 衡 機 能	3級	3級	
音 声	3級	-	
上 肢	1～2級	1～2級	
下 肢	1～6級	1～3級	
体 幹	1～3級・5級	1～3級	
脳原性障害（上肢）	1～2級	1～2級	
脳原性障害（移動）	1～6級	1～3級	
内 臓	1～3級	1～3級	
ヒト免疫不全ウイルスによる機能障害	1～3級	1～3級	
知 的 障 害	A1・A2・B1	A1・A2・B1	
精 神 障 害	1級	1級	
※障害者本人名義等の制限はありません。		※減免申請は、納期限までに提出してください。 ○ 減免申請書 ○ 構造を証明できるもの ○ 納税通知書	
○ 減免対象車は、軽自動車を含め1台です。 ○ 営業用のものを除く。 ○ 生計同一者運転の場合は、住民票（健康保険証可）で同一生計の確認がとれることと、通学・通院等使用目的別に証明書が必要。 ○ 常時介護者運転の場合は、運行計画書兼証明書、誓約書が必要であり、単身者又は身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者等に限る。 （年間を通じて週3回以上の自動車使用の見込みのある方） ※直接、振興局税務部に申請してください。 ■減免の対象となる障害の種別・程度		○ 住民票又は健康保険証の写し ○ 通学・通所証明書又は通院証明書（生業の場合は所得証明書等） ○ 身体障害者手帳・療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳 ○ 運転免許証 ○ 車検証（自動車税環境性能割の場合は不要。） ※詳しくは、長崎振興局税務部におたずねください。	長崎振興局税務部 課税第二課 第二グループ (8 2 1 - 8 8 3 5)
障 害 別	障害者本人が運転	同一生計者（常時介護者）が運転	
視 覚	1～3級、4級の1	1～3級、4級の1	
聴 覚	2・3級	2・3級	
平 衡 機 能	3級	3級	
音 声	3級（喉頭摘出者のみ）	-	
上 肢	1・2級	1・2級	
下 肢	① 1～6級 ② 7級で他の障害を複合する場合は手帳が1・2級	① 1～3級 ② 4～7級で他の障害を複合する場合は手帳が1・2級	
体 幹	1～3級・5級	1～3級	
脳 原 性 障 害（上肢）	1・2級	1・2級	
脳 原 性 障 害（移動）	1～6級	1～3級	
内 臓	1・3級	1・3級	
ヒト免疫不全ウイルスによる機能障害	1～3級	1～3級	
知 的 障 害	A1・A2	A1・A2	
精 神 障 害	1級	1級	

6. 長崎市における障害児者の福祉制度

区分	制 度	身体障害者手帳						療育手帳				精神手帳			内 容
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	A1	A2	B1	B2	1級	2級	3級	
税 の 控 除 等	入湯税の免除 (市税条例)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	障害者本人が温泉に入湯する場合、入湯税が免除されます。 ※ 入湯税該当施設のみ
	所 得 税 の 障 害 者 控 除 (所得税法)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	納税者自身が障害者である場合又はその同一生計配偶者 や扶養親族が障害者である場合は、障害者一人につき次の とおり障害者控除が受けられます。 1. 障害者の場合 27万円 2. 特別障害者の場合 40万円 3. 同居特別障害者の場合 75万円
	市 県 民 税 の 障 害 者 控 除 (地方税法)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	所得税と同じ扱いで、次のとおり障害者控除が受けられます。 1. 障害者の場合 26万円 2. 特別障害者の場合 30万円 3. 同居特別障害者の場合 53万円
	相 続 税 の 障 害 者 控 除 (相続税法)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	障害者が遺産を相続した場合は、障害の程度及び年齢に 応じて相続税額から次のとおり障害者控除が受けられます。 1. 障害者の控除額 [(85歳)－(相続開始時の年齢)]×10万円 2. 特別障害者の控除額 [(85歳)－(相続開始時の年齢)]×20万円
	特定障害者に対する贈与税 の非課税 (特定障害者扶養信託契約に基づく信託受益権)	●	●					●	●	▲	▲	●	▲	▲	国内に居住する特定障害者(特別障害者及び一定の 要件に当てはまる障害者)が特定障害者扶養信託契 約に基づいて信託受益権を贈与により取得した場合には、 6,000万円(特定障害者のうち特別障害者以外の 者は3,000万円)までは贈与税が非課税になる制度が あります。
	定期預金等の 利子非課税	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	定期預金等の利子に税金がかかりますが、障害者の方は 手続きをすると定期預金等の利子が非課税になる障害者 等のマル優、障害者等の特別マル優制度があります。 ※障害者等のマル優の正式名称⇒障害者等の少額預金の 利子所得等の非課税制度 ※障害者等の特別マル優制度の正式名称⇒障害者等の 少額公債の利子の非課税制度
	不動産取得 税の減免	▲	▲												身体障害者の日常生活を容易なものとするため特殊な構 造・設備(玄関出入口のスロープ、廊下の手すり等)を備えた 住宅の取得について減免が行われます。
利用 料金 等 の 割 引 ・ 免 除	N H K 放 送 受信料の免除 (日本放送 協会放送 受信規約)	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	障害者の世帯に対し、受信料が次のように免除されます。 1. 全額免除となる世帯 「身体障害者」「知的障害者」「精神障害者」のいずれかの 手帳所持者がいる世帯で、世帯員すべての者が市民税 非課税の場合 2. 半額免除となる世帯 (1) 世帯主が視覚又は聴覚の障害者手帳所持者で あり、受信契約者本人である場合 (2) 世帯主が重度の障害者(身体障害者1・2級、知 的障害者A1・A2、精神障害者1級)手帳所持者で あり、受信契約者本人である場合
	グラバー園な どの市立観光 施設の入場料 免除	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所 持者と介護者1人に対して入場料が減免されます。 (市内在住者…全額免除、市外在住者…半額免除) 主な市立観光施設 ○ グラバー園(822-8223) ○ 原爆資料館(844-1231) ※市外在住者も全額免除 ○ シーボルト記念館(823-0707) ○ 遠藤周作文学館(0959-37-6011) ○ 出島(821-7200) ○ 永井隆記念館(844-3496) ○ 長崎ペンギン水族館(838-3131)

(注)●は手帳の等級でほぼ該当 ▲は手帳の等級で一部該当

条 件 等	申 請 手 続 に 必 要 な も の	担 当 課
	○ 入湯施設で手帳を提示してください。 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手 帳	市 民 税 課 諸 税 係 (829-1133)
○ 障害者控除 身体3～6級、療育B1・B2、精神障害者保健福祉手帳 2・3級の手帳を所持 ○ 特別障害者控除 身体1・2級、療育A1・A2、精神障害者保健福祉手帳 1級の手帳を所持 ○ 同居特別障害者控除 特別障害者控除の対象となる同一生計配偶者又は 扶養親族のうち納税者又は納税者の配偶者もしくは 納税者と生計を一とするその他の親族と同居を常況 としているもの	○ 給与収入がある方は、勤務先の給与担当係に「給与 所得者の扶養控除等(異動)申告書」の障害者等欄 に記載して勤務先の給与担当係に提出してください。 ○ 所得税において障害者控除を受けられる方で、所 得税の確定申告書を提出される方は、その確定申 告書(第一表及び第二表)の障害者控除欄に記載 してください。 ○ 申告の際に手帳を提示してください。 ※ 所得税の確定申告において、障害者控除を申告さ れている方は改めて申告する必要はありません。	長 崎 税 務 署 (個人課税部門) (822-4231) 上記をダイヤル後、自動 音声案内に従って、「2」 をダイヤルしてください。 市 民 税 課 個人課税1～3係 (829-1427)
① 国内に住所を有していること。 ② 相続や遺贈で財産を取得した人が被相続人の法 定相続人であること。 ③ 相続や遺贈で財産を取得したときに85歳未満の 者であり、かつ、障害者に該当すること。	○ 詳しくは、税務署におたずねください。	長 崎 税 務 署 (資産課税部門) (822-4231) 上記をダイヤル後、自動 音声案内に従って、「2」 をダイヤルしてください。
① 国内に住所を有していること。 ② 特定障害者扶養信託契約に基づく信託の際に「障 害者非課税信託申告書」を信託会社などの営業 所を経由して特定障害者の納税地の所轄税務署 長に提出すること。	○ 詳しくは、税務署におたずねください。	長 崎 税 務 署 (資産課税部門) (822-4231) 上記をダイヤル後、自動 音声案内に従って、「2」 をダイヤルしてください。
○ 身体障害者手帳所持者 ○ 療育手帳所持者 ○ 精神障害者保健福祉手帳所持者 ○ 障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金の受 給者 ○ 遺族基礎年金、遺族厚生年金、遺族共済年金の受 給者である被保険者の妻 ○ 特別障害者手当、障害児福祉手当、児童扶養手当 の受給者である児童の母親など	○ 詳しくは、各金融機関におたずねください。	各 金 融 機 関
○ 身体障害者手帳の交付を受けた者で、障害の等級 が1級又は2級の者	○ 詳しくは、長崎振興局税務部におたずねください。	長崎振興局税務部 課税第一課第一グループ (821-5394)
	全額免除の場合 ○ 放送受信料免除申請書 ○ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳 ○ 印鑑 ○ 市民税非課税証明書(課税年の1月1日に長崎市に 住民票がなかった方のみ) 半額免除の場合 ○ 放送受信料免除申請書 ○ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳 ○ 印鑑	障 害 福 祉 課
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳 所持者及び介護者	○ 入場の際に受付で、障害者手帳又はミライIDを 提示してください。	各 施 設

6. 長崎市における障害児者の福祉制度

区分	制度	身体障害者手帳						療育手帳				精神手帳			内 容
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	A1	A2	B1	B2	1級	2級	3級	
利用料金等の割引・免除	長崎ロープウェイ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者と介護者1名に対して乗車料が免除されます。 (市内在住者・・・全額免除、市外在住者・・・半額免除)
	長崎歴史文化博物館の入館料免除	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者と介護者1名に対して常設展示室入館料が全額免除されます。また、障害福祉サービス受給者証、地域相談支援受給者証、特定疾患医療受給者証、特定医療費(指定難病)医療受給者証、先天性血液凝固因子障害等医療受給者証、小児慢性特定疫病医療受給者証の保持者及び介護者1名に対して、常設展示室入館料が全額免除されます。
	恐竜博物館	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者と介護者1名に対して常設展示室入館料が全額免除になります。(市外在住者：半額免除)
	市民プール使用料	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者と介護者1人に対して使用料が全額免除されます。
	市営駐車場使用料の減免	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者が乗車している車(バス及びマイクロバスを除く)で市営駐車場(桜町、市民会館地下、松ヶ枝町、松ヶ枝町第2、松山町、平和公園、茂里町)を使用する場合、4時間まで半額に減額されます。また、上記手帳所持者が乗車する二輪自動車でも市営駐車場(桜町、市民会館地下、松ヶ枝町、松ヶ枝町第2、松山町、平和公園)を使用する場合、入庫した日の駐車料金が、築町は当該駐車料金が半額に減額されます。
障害福祉サービス(介護給付)	居宅介護														自宅での入浴や排泄、食事などの介護サービスを行います。 ①身体介護中心 ②通院等介護(身体介護を伴う/伴わない)中心 ③家事援助中心 ④通院等の乗降介護中心
	重度訪問介護														重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者で常に介護が必要な方に、自宅での介護から外出時の移動支援までを総合的に行います。
	同行援護														視覚障害により移動に著しく困難を有する方の外出に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の援助を行います。
	行動援護														知的障害又は精神障害により、行動が著しく困難で、常に介護が必要な方に、外出時の移動の支援、行動の際に生じる危険や極端な行動などを予防・制御する対応、排泄、食事、外出前後の衣服着脱の介護を行います。
	療養介護														医療と常に介護が必要な方に病院において、おもに日中に機能訓練や療養上の管理、看護、介護、日常生活上の援助などを行います。
	生活介護														常に介護を必要とする方に、おもに日中に障害者支援施設などで行われる入浴、排泄、食事の介護や、創作的活動、生産活動の機会の提供などを行います。

(注)●は手帳の等級でほぼ該当 ▲は手帳の等級で一部該当

条 件 等	申請手続に必要なもの	担 当 課
	○ 乗車券購入の際に受付で手帳を提示してください。	長崎ロープウェイ (861-6321)
	○ 入館の際に受付で手帳を提示してください。 ※ 入場券購入時に駐車券と手帳提示により駐車場無料券がもらえます。	長崎歴史文化博物館 (818-8366)
	○ 入館の際に受付で手帳を提示してください。	長崎恐竜博物館 (898-8000)
○ 長崎市内在住の方	○ 入場の際に受付で手帳を提示してください。	① 市民総合プール (845-1212) ② 市民神の島プール (865-2250) ③ 市民小ヶ倉プール (829-1428・中央総合事務所総務課) ④ 市民網場プール (813-9001東総合事務所地域福祉課)
	○ 出庫前に駐車場事務所(茂里町・松が枝町の地下を除く)にて手帳を提示してください。(駐車券持参) ○ 茂里町・松が枝町の地下は無人のため、出口精算機及び事前精算機横のインターホンでオペレーターと直接対話し、精算機に付属しているカメラに手帳を提示して下さい。	土木企画課 (829-1415)
○ 障害支援区分が区分1以上の方又は区分1以上に相当する程度の心身の状態である児童	○ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳(自立支援医療受給者証) ○ (介護給付費・訓練等給付費・特定障害者特別給付費)支給申請書 ○ 世帯状況・収入申告書、又は本人(児童の場合は世帯)の市町村民税所得・課税証明書 ○ 生活保護世帯の場合は生活保護の受給者証	障 害 福 祉 課
○ 障害支援区分が区分4以上の方で次のいずれかに該当する方 ① 二肢以上に麻痺等があり、障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援が不要」以外と認定されている方 ② 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上である方	※ 手帳をお持ちでない方で厚生労働省指定の難病がある方、精神疾患がある方は、障害福祉サービス等を申請できる場合がありますので、障害福祉課へご相談ください。	
○ 同行援護アセスメント調査票による調査項目中「視力障害」、「視野障害」及び「夜盲」のいずれかが1点以上であり、かつ、「移動障害」の点数が1点以上の方		
○ 障害支援区分が区分3以上で、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連調査項目等(12項目)の合計点数が10点以上(障害児はこれに相当する支援の度合)である方		
病院などへの長期入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障害者で、次のいずれかに該当する方 ① 障害支援区分6に該当し、気管切開に伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者 ② 障害支援区分5以上に該当し、次のアからエのいずれかに該当する者 ア 重症心身障害者又は進行性筋萎縮症患者 イ 医療的ケアスコアが16点以上の者 ウ 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上である者であって、医療的ケアスコアが8点以上の者 エ 遷延性意識障害者であって、医療的ケアスコアが8点以上の者 ③ ①及び②に準ずる者として市町村が認めた者 ④ 旧重症心身障害児施設に入所した方又は指定医療機関に入院した方で、平成24年4月1日以降指定療養介護事業所を利用する①及び②以外の方		
地域や入所施設において、安定しこ生活を営むため、常時介護等の支援が必要な方で、次のいずれかに該当する方 ① 障害支援区分が区分3(障害者支援施設に入所する場合は区分4)以上である方 ② 50歳以上で、障害支援区分が区分2(障害者支援施設に入所する場合は区分3)以上である方		

6. 長崎市における障害児者の福祉制度

区分	制 度	身体障害者手帳						療育手帳				精神手帳			内 容
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	A1	A2	B1	B2	1級	2級	3級	
障害福祉サービス（介護給付）	短 期 入 所														自宅で介護を行う方が病気の場合などに、短期間の入所による入浴、排泄、食事の介護などを行います。
	重 度 障 害 者 等 包 括 支 援														常に介護を必要とする方のなかでも介護の必要性が特に高い方に、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。
	施 設 入 所 支 援														介護が必要な方や通所が困難な方で、自立訓練又は就労移行支援のサービスを利用している方に居住の場を提供し、夜間における日常生活上の支援を行います。
障害福祉サービス（相談支援）	計 画 相 談 支 援	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○ サービス利用支援 障害福祉サービス等の申請に係る支給決定前にサービス等利用計画案を作成し、支給決定後に福祉サービス事業者等との連絡調整を行うとともに、サービス等利用計画の作成を行います。 ○ 継続サービス利用支援 支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、福祉サービス事業者等との連絡調整を行います。
	地 域 相 談 支 援	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○ 地域移行支援 障害者支援施設、精神科病院、保護施設等を退所する障害者、児童福祉施設を利用する18歳以上の方等を対象として、地域移行支援計画の作成、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。 ○ 地域定着支援 居宅において単身で生活している障害者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。
	障 害 児 相 談 支 援	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○ 障害児支援利用援助 障害児通所支援の申請に係る支給決定前に障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後に福祉サービス事業者等との連絡調整を行うとともに、障害児支援利用計画の作成を行います。 ○ 継続障害児支援利用援助 支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、福祉サービス事業者等との連絡調整等を行います。

障害福祉サービス（介護給付）
障害福祉サービス（相談支援）

（注）●は手帳の等級でほぼ該当 ▲は手帳の等級で一部該当

条 件 等	申請手続に必要なもの	担 当 課
次のいずれかに該当する方 ① 障害支援区分が区分1以上である障害者 ② 障害児の障害の程度に応じて厚生労働省が定める区分が区分1以上の児童	○ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳（自立支援医療受給者証） ○ （介護給付費・訓練等給付費・特定障害者特別給付費）支給申請書 ○ 世帯状況・収入申告書、又は本人（児童の場合は世帯）の市町村民税所得・課税証明書 ○ 生活保護世帯の場合は生活保護の受給者証	障 害 福 祉 課
障害支援区分が区分6（障害児の場合はこれに相当する心身の状態）に該当する方で、次のいずれかに該当する方 ① 重度訪問介護の対象であって、四肢全てに麻痺等があり寝たきり状態にある障害者のうち次のいずれかに該当する方 ○ 人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者 ○ 最重度知的障害者 ② 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上である方	※ 手帳をお持ちでない方で厚生労働省指定の難病がある方、精神疾患がある方は、障害福祉サービス等を申請できる場合がありますので、障害福祉課へご相談ください。	障 害 福 祉 課
次のいずれかに該当する方 ① 生活介護を受けている方で、障害支援区分が区分4（50歳以上の方は区分3）以上の方 ② 訓練等（自立訓練又は就労移行支援）を受けている方で、入所しながら訓練等を受けることが必要かつ効果的であると認められる方又は地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難な方 ③ 就労継続支援B型と施設入所支援との利用の組み合わせを希望する方又は生活介護と施設入所支援との利用の組み合わせを希望する方で、障害支援区分が区分4（50歳以上は区分3）以下の方で、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案を作成した上で、利用の組み合わせが必要と認められた方	○ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳（自立支援医療受給者証） ○ （介護給付費・訓練等給付費・特定障害者特別給付費）支給申請書 ○ 世帯状況・収入申告書、又は本人（児童の場合は世帯）の市町村民税所得・課税証明書 ○ 生活保護世帯の場合は生活保護の受給者証	障 害 福 祉 課
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持している方等で、障害福祉サービス等の支援が必要な方	○ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳（自立支援医療受給者証） ○ （介護給付費・訓練等給付費・特定障害者特別給付費）支給申請書 ○ 世帯状況・収入申告書、又は本人（児童の場合は世帯）の市町村民税所得・課税証明書 ○ 生活保護世帯の場合は生活保護の受給者証	障 害 福 祉 課

6. 長崎市における障害児者の福祉制度

区分	制 度	身体障害者手帳						療育手帳				精神手帳			内 容
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	A1	A2	B1	B2	1級	2級	3級	
障害児者の福祉制度 6 障害福祉サービス（訓練等給付）	自立訓練（機能訓練）	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	自立した日常生活や社会生活ができるよう、身体機能や生活能力向上のための訓練を、一定期間の支援計画に基づき行います。 【利用者負担】 障害福祉サービスを利用する方は、サービスにかかる費用の1割を利用者負担として支払うこととなります。ただし、所得に応じて月ごとの利用者負担の上限が決められています。
	自立訓練（生活訓練）	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	障害のある方に、居室その他の設備を提供し家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。 【利用者負担】 障害福祉サービスを利用する方は、サービスにかかる費用の1割を利用者負担として支払うこととなります。ただし、所得に応じて月ごとの利用者負担の上限が決められています。
	宿泊型自立訓練	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	就労を希望する65歳未満の方に、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練や職場実習などを、一定期間の支援計画に基づき行います。 【利用者負担】 障害福祉サービスを利用する方は、サービスにかかる費用の1割を利用者負担として支払うこととなります。ただし、所得に応じて月ごとの利用者負担の上限が決められています。
	就労移行支援	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	一般企業等で雇用されることが困難な方に、働く場の提供や就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。 【利用者負担】 障害福祉サービスを利用する方は、サービスにかかる費用の1割を利用者負担として支払うこととなります。ただし、所得に応じて月ごとの利用者負担の上限が決められています。
	就労継続支援A型（雇用型）	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	障害者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。
	就労継続支援B型（非雇用型）	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	就労を希望する障害者又は就労の継続を希望する障害者が、就労移行支援若しくは就労継続支援を受けること又は通常の事業所に雇用されることについて、適切な選択ができるよう、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに就労に関する意向及び就労するために必要な配慮その他の事項の整理を行います。また、評価や整理の結果に基づき、適切な支援の提供のために必要な障害福祉サービス事業を行う者等との連絡調整その他の必要な支援を行います。 【利用者負担】 障害福祉サービスを利用する方は、サービスにかかる費用の1割を利用者負担として支払うこととなります。ただし、所得に応じて月ごとの利用者負担の上限が決められています。
	就労定着支援	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	・定期的に利用者の居宅を月2回以上訪問し、生活上の課題や体調の変化などについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。 ・定期的な訪問だけではなく、利用者からの相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応も行います。 【利用者負担】 障害福祉サービスを利用する方は、サービスにかかる費用の1割を利用者負担として支払うこととなります。ただし、所得に応じて月ごとの利用者負担の上限が決められています。
	就労選択支援	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	・定期的な訪問だけではなく、利用者からの相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応も行います。 【利用者負担】 障害福祉サービスを利用する方は、サービスにかかる費用の1割を利用者負担として支払うこととなります。ただし、所得に応じて月ごとの利用者負担の上限が決められています。
	自立生活援助	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	障害のある方に、共同生活を行う居住の場を提供し、相談、入浴、排せつ又は食事の介護や日常生活の援助を行います。 【利用者負担】 障害福祉サービスを利用する方は、サービスにかかる費用の1割を利用者負担として支払うこととなります。ただし、所得に応じて月ごとの利用者負担の上限が決められています。
	共同生活援助（グループホーム）	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	障害のある方に、共同生活を行う居住の場を提供し、相談、入浴、排せつ又は食事の介護や日常生活の援助を行います。 【利用者負担】 障害福祉サービスを利用する方は、サービスにかかる費用の1割を利用者負担として支払うこととなります。ただし、所得に応じて月ごとの利用者負担の上限が決められています。

（注）●は手帳の等級でほぼ該当 ▲は手帳の等級で一部該当

条 件 等	申請手続に必要なもの	担 当 課
地域生活を営むうえで、身体機能・生活能力の維持・向上のため、一定の支援が必要な障害者又は難病等対象者	○ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳（自立支援医療受給者証） ○ （介護給付費・訓練等給付費・特定障害者特別給付費）支給申請書 ○ 世帯状況・収入申告書、又は本人（児童の場合は世帯）の市町村民税所得・課税証明書 ○ 生活保護世帯の場合は生活保護の受給者証	障 害 福 祉 課
自立訓練（生活訓練）の対象者のうち、日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している方等で、地域移行に向けて一定期間、居住の場の提供を受けて帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練その他の支援が必要な障害者	※ 手帳をお持ちでない方で厚生労働省指定の難病がある方、精神疾患がある方は、障害福祉サービス等を申請できる場合がありますので、障害福祉課へご相談ください。	
次のいずれかに該当する方 ① 就労を希望する方で、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識及び技術の習得又は就労先の紹介その他の支援が必要な65歳未満の方 ② あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を取得することにより就労を希望される方	※ 雇用によらずに施設を利用できる特例がありますので、特例適用の有無についてサービス提供事業者へおたずねください。	
企業等に就労することが困難な方で、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の方	○ 就労移行支援事業等を利用したが、一般企業等の雇用に結びつかない方や、一定年齢に達している方などで、就労の機会を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される方	
就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている方		
就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する方や、現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している方。		
障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障害者等で理解力や生活力等に不安がある方など		
※ 障害のある方		

6. 長崎市における障害児者の福祉制度

区分	制 度	身体障害者手帳						療育手帳				精神手帳			内 容
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	A1	A2	B1	B2	1級	2級	3級	
障害児通所支援	児童発達支援	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	障害児(主として未就学児)に対し、児童発達支援センター等において、日常生活における基本的な動作の習得や集団生活への適応のための支援を行います。
	医療型児童発達支援	手帳を持っていない方も対象となります ※ただし、医師の診断書等の書類の提出が必要です													医療型児童発達支援センターにおいて、日常生活動作や運動機能訓練及び治療を行います。
	放課後等デイサービス														就学児に対し、放課後や休業日に施設において、生活能力の向上のための必要な支援や社会との交流の促進を行います。
	居宅訪問型児童発達支援														障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作、知識技能の習得等の支援を実施します。
	保育所等訪問支援														保育士等が保育所等を訪問し、障害児やスタッフに対する集団生活への適応のための専門的な支援を行います。
その他の在宅支援	移動支援	▲	▲					▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	屋外での移動に著しい制限のある方の外出時の介助を行います。 移動、外出先での食事、排泄等の介助。 外出の目的は、一日の範囲で用務を終える次の内容となります。 ○ 社会生活上必要不可欠な外出 外出の目的: 公的機関等への手続、相談、金融機関の利用など ○ 余暇活動等社会参加のための外出 外出の目的: 買物、映画鑑賞、理美容など なお、次のような外出は利用が認められません。 ・通院又は入退院のための外出 ・通勤、営業活動等経済活動に係る外出 ・通学、通園等通年かつ長期にわたる外出 ・ギャンブル、飲酒等社会通念上適当でないと認められる外出など 【利用者負担】 サービスを利用する方は、サービスにかかる費用の1割を利用者負担として支払うこととなります。ただし、所得に応じて月ごとの利用者負担の上限が決められています。 ※「個別支援型」と「グループ支援型」があります。
	訪問入浴サービス	▲	▲												浴槽を運搬して利用者の自宅を訪問し、衣類の着脱、洗髪、洗体、洗顔の介助や入浴、清拭に関する指導などを行います。 【利用者負担】 サービスを利用する方は、サービスにかかる費用の1割を利用者負担として支払うこととなります。ただし、所得に応じて月ごとの利用者負担の上限が決められています。
	日中一時支援							▲	▲	▲	▲				障害者施設等で日中預りを行います。 【利用者負担】 サービスを利用する方は、サービスにかかる費用の1割を利用者負担として支払うこととなります。ただし、所得に応じて月ごとの利用者負担の上限が決められています。
	タイムケア型	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	放課後、長期休暇中に、見守り、社会に適応するための日常的な訓練等を行います。 【利用者負担】 サービスを利用する方は、サービスにかかる費用の1割を利用者負担として支払うこととなります。ただし、所得に応じて月ごとの利用者負担の上限が決められています。

(注) ●は手帳の等級でほぼ該当 ▲は手帳の等級で一部該当

条 件 等	申請の手続に必要なもの	担 当 課
身体障害、知的障害、精神障害のある児童(発達障害児を含む)	○ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳(自立支援医療受給者証) ○ 障害児通所給付費支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書	障 害 福 祉 課
肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要な障害児	○ 世帯の市町村民税所得・課税証明書 ○ 生活保護世帯の場合は生活保護の受給者証 ○ 診断書等	
学校教育法に規定する学校(幼稚園・大学を除く)に就学している障害児		
重症心身障害児などの重度の障害児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児		
保育所等の児童が集団生活を営む施設に通う障害児		
屋外での移動に著しい制限があり、次の要件のいずれかにあてはまる方。 ただし、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援の支給決定者を除く。 ○ 全身性障害児(者)(両上肢及び両下肢に障害があり、その程度が1級) ○ 知的障害児(者)又は精神障害児(者)で、外出時の移動の支援を必要と認めた方	○ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳(自立支援医療受給者証) ○ 地域生活支援事業(移動支援・日中一時支援・訪問入浴サービス)給付費支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書 ○ 世帯状況・収入申告書、又は本人(児童の場合は保護者)の市町村民税所得課税証明書 ○ 生活保護世帯の場合は生活保護の受給者証 ※ 訪問入浴サービスは、医師の診断書も必要 ※ 手帳をお持ちでない方で、精神疾患がある方は、申請できる場合がありますので、障害福祉課へご相談ください。	障 害 福 祉 課
※通学又は通園において常時介護が必要な障害児の保護者が、疾病、出産等の身体上の理由により当該介護ができなくなった場合(保護者以外の方によって介護が可能な場合を除く。)に限り、支給期間を限定して通学又は通園における移動支援事業の利用を認めることができます。支給期間は、原則として3か月以内です。		
○ この事業の利用を図らなければ入浴が困難な身体障害者(児)で、医師から入浴を許可された方 ※ 介護保険対象者(65歳以上。特定疾病に該当する場合は40歳以上)を除きます。		
○ 疾病、出産、冠婚葬祭、災害、出張、看護、旅行、学校等への公的行事への参加など介護者の事情により介護を受けることができない知的障害者及び障害児 ※ 介護保険対象者(65歳以上。特定疾病に該当する場合は40歳以上)を除きます。		
○ 放課後や夏休み等長期休暇中の活動場所が必要な障害児(小学生～高校生)		

6. 長崎市における障害児者の福祉制度

区分	制 度	身体障害者手帳						療育手帳				精神手帳			内 容
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	A1	A2	B1	B2	1級	2級	3級	
その他の在宅支援	ふれあい訪問 収集事業 (市要綱)	▲	▲	▲	▲	▲	▲								身体障害者手帳所持者、特定医療費(指定難病)受給者・障害者総合支援法の対象疾病の対象者及び65歳以上の要支援又は要介護認定を受けた高齢者等で、寝たきり、歩行障害、視力障害等のためごみ出しができない方のごみを戸別収集し、利用者へ安否確認の声かけを行います。
	配食サービス (市要綱)	▲	▲	▲	▲	▲	▲								65歳未満の身体障害者で、老衰、障害及び傷病等の理由により、食事の調理が困難な人等に対して、配食サービスを行います。 ○自己負担額 1食 400円 (高齢者については 1食 270円～620円)
	手話通訳者の 派遣(市要綱)	ろうあ者													官公庁等の公的機関や医療機関、事業所、PTAなど様々な場所で円滑なコミュニケーションをとれるよう、手話通訳者の派遣を行います。
	手話通訳者の 設 置														各種相談や手続きのため市役所に来庁する際に、窓口等で対応を行うため、障害福祉課に手話通訳者を配置しています。
	要約筆記 者の派遣 (市要綱)														公的機関や医療機関などに行く必要があるとき、円滑な意思の疎通ができない場合に要約筆記者を派遣します。
	盲ろう者向け通 訳・介助員の遣 派	▲	▲												コミュニケーションや移動等の支援を行うため、通訳・介助員を派遣します。
	移送支援サ ービス (市要綱)	▲	▲	▲	▲	▲	▲								斜面地等に居住する身体障害者が外出するとき、居宅から自力で移動が可能な場所までの間の移送を行います。 ※サービスを希望する方は、あらかじめ登録が必要です。
その他の在宅支援	補助犬 貸与事業	▲	▲												視覚・聴覚障害者、肢体不自由者の就労や日常生活の向上のため、補助犬を貸与します。  補助犬とは 盲導犬 目ที่ไม่自由な方の歩行を助ける犬 介助犬 手足が不自由な方の日常生活を助ける犬 聴導犬 耳が不自由な方に音のする場所まで誘導する犬

(注) ●は手帳の等級でほぼ該当 ▲は手帳の等級で一部該当

条 件 等	申 請 手 続 に 必 要 な も の	担 当 課
○環境部が指定するごみステーションが遠いこと、またはそこまでの階段若しくは手すりのない坂が急であること。 ○障害者等がエレベーターの設置されていない高層住宅の2階以上に居住していること。 ○ごみ出しをする支援者がいないこと、又はヘルパー業務による対応が困難なこと。	○身体障害者等ふれあい訪問収集事業利用申請書 ○身体障害者手帳 ※特定医療費(指定難病)受給者・障害者総合支援法の対象疾病の対象者については、障害福祉課にご相談ください。 ※65歳以上の要支援又は要介護認定を受けた高齢者等については、各総合事務所にご相談ください。	障 害 福 祉 課 各 総 合 事 務 所 地 域 福 祉 課 (注1)
○身体障害者で、老衰、障害及び傷病等の理由により食事の調理が困難な方 ○低栄養状態等栄養改善と安否確認の必要性がある事業対象者及び要支援・要介護認定者	○身体障害者配食サービス事業利用申請書 ○身体障害者手帳 ※65歳以上の事業対象者、要支援又は要介護認定を受けた高齢者等については、各総合事務所にご相談ください。	障 害 福 祉 課 各 総 合 事 務 所 地 域 福 祉 課 (注1)
○手話でのコミュニケーションが必要な方 (身体障害者手帳の交付を受けた聴覚障害者等)	○本人又は代理人を通して障害福祉課へ申し出てください。	障 害 福 祉 課 (FAX: 823-7571)
○手話でのコミュニケーションが必要な方 (身体障害者手帳の交付を受けた聴覚障害者等)	○本人又は担当課からの申し出により対応します。	障 害 福 祉 課 (FAX: 823-7571)
○要約筆記でのコミュニケーションが必要な方 (身体障害者手帳の交付を受けた聴覚障害者等)	○本人又は代理人を通して障害福祉課へ申し出てください。	障 害 福 祉 課 (FAX: 823-7571)
○視覚機能と聴覚機能に障害をあわせ持つ方 (身体障害者手帳1級又は2級の方)	○本人又は代理人を通して長崎県ろうあ協会へ申し出てください。	長崎県ろうあ協会 (TEL847-2681) (FAX847-2572)
○斜面地等に居住する身体障害者及び特定医療費(指定難病)受給者・障害者総合支援法の対象疾病の対象者 ○65歳以上、及び特定疾病による場合は40歳以上で、要支援・要介護認定を受けている方は、介護保険による移送支援サービスの利用となります。 65歳以上で事業対象者の方は、介護保険外の高齢者の移送支援サービスの利用となります。 ○利用料 1回(30分未満)100円 (利用時間、移送支援業者からの派遣人数に応じて加算されます。)	○移送支援サービス利用者証交付申請書 ○身体障害者手帳 ※特定医療費(指定難病)受給者・障害者総合支援法の対象疾病の対象者についても、障害福祉課にご相談ください。 ※介護保険による移送支援サービスの利用については介護保険課へご相談ください。 ※65歳以上で事業対象者の方については、各総合事務所にご相談ください。	障 害 福 祉 課 介 護 保 険 課 (829-1163) 各 総 合 事 務 所 地 域 福 祉 課 (注1)
○県内に1年以上居住し、視覚障害1級、肢体不自由1・2級もしくは聴覚障害2級の手帳所持者 ※この他にも貸与条件がありますので、詳しくは障害福祉課まで。	○補助犬の訓練事業者にご相談ください。 盲導犬…(公財)九州盲導犬協会(福岡県) TEL092-324-3169 FAX092-324-3386 介助犬…(特非)九州補助犬協会(福岡県) TEL・FAX092-327-0364	障 害 福 祉 課

(注1) 各総合事務所地域福祉課

・中央総合事務所地域福祉課(829-1429)
・南総合事務所地域福祉課(892-1113)

・東総合事務所地域福祉課(813-9001)
・北総合事務所地域福祉課(814-3400)

6. 長崎市における障害児者の福祉制度

区分	制 度	身体障害者手帳						療育手帳				精神手帳			内 容
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	A1	A2	B1	B2	1級	2級	3級	
その他の在宅支援	視 覚 障 害 者 日 常 生 活 訓 練 事 業	▲	▲	▲	▲	▲	▲								視覚障害者に対して、日常生活上必要とされる諸能力について講習会及び訓練指導を行う。 ○ 訓練の内容…歩行訓練、感覚訓練(スポーツ・レクリエーション等)、コミュニケーション訓練(点字・情報機器)、家事の基本等
	日 常 生 活 自 立 支 援 事 業							▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	判断能力が不十分な認知症の高齢者、知的障害者、精神障害者等が福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などの援助を受けて、自立した地域生活を送れるよう支援します。
	ボ ラ ン テ ィ ア に よ る 支 援														長崎市社会福祉協議会では、ボランティア活動をした方、ボランティアをお願いしたい方などに、ボランティアに関する様々な相談・紹介を行っています。
	公 文 書 点 字 化 サ ー ビ ス 事 業	▲	▲	▲	▲	▲	▲								視覚障害者に対して、固定資産税・都市計画税納税通知書、市民税・県民税納税通知書、国民健康保険税納税通知書、後期高齢者医療保険料額決定通知書、介護保険要介護認定・要支援認定結果通知書、水道及び下水道の使用水量等の通知書、生活保護法による保護に係る通知文書などの公文書の内容を要約し、点字化を行う。
長崎市障害福祉センター（もりまちハートセンター）	身体障害者福祉センター（A型）	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	障害者に対して、プールや体育室、軽スポーツ室、機能回復訓練室、研修室、会議室等の施設の利用提供を行っています。また、いろいろな講座、行事、スポーツレクリエーションを実施しています。 施設の一部(会議室、体育室、プール等)は有料で障害者以外の方も利用できます。 ○ 利用料 障害者は無料
	地 域 活 動 支 援 セ ン タ ー II 型	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	障害者に対し、創作的活動、社会適応訓練等のサービスを実施しています。 ○ 利用料 無料
	自 立 訓 練 (機能訓練)事業	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の維持、向上のために必要な訓練を行います。 ○ 利用料 1割負担(低所得者には軽減措置あり)
	相 談 支 援 事 業	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	福祉サービスに関する相談、就労に関する相談・支援、社会資源を活用するための助言、社会生活力を高めるための情報提供、関係機関との連絡調整等を行います。 ○ 利用料 無料
	障 害 児 等 療 育 支 援 事 業	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	在宅の障害児(者)の地域における生活を支援するため、センターの施設を利用した療育指導や地域や家庭を訪問しての相談、幼稚園や保育所、学校等の関係機関の職員に対する支援を行います。 ○ 利用料 無料

(注) ●は手帳の等級でほぼ該当 ▲は手帳の等級で一部該当

条 件 等	申 請 手 続 に 必 要 な も の	担 当 課
○ 視覚障害者	※ 直接、長崎県視覚障害者協会におたずねください。 長崎県視覚障害者協会 〒852-8114 長崎市橋口町10-22 TEL846-9021	長 崎 県 視 覚 障 害 者 協 会 (8 4 6 - 9 0 2 1)
○ 判断能力が不十分な者(高齢者、知的障害者、精神障害者等)で、かつ、当該事業の契約内容について判断できる能力があると認められる方	※詳しくは、長崎市社会福祉協議会(福祉あんしんセンターながさき)へご相談ください。 長崎市社会福祉協議会 (福祉あんしんセンターながさき)TEL828-0162	長 崎 市 社 会 福 祉 協 議 会 (8 2 8 - 0 1 6 2)
○ ボランティアをしたい人 ○ ボランティアをお願いしたい人	※詳しくは、長崎市社会福祉協議会地域福祉係までおたずねください。	長 崎 市 社 会 福 祉 協 議 会 (8 2 8 - 1 2 8 1)
○ 視覚障害者	○ 身体障害者手帳 ※事前に登録が必要です。	障 害 福 祉 課
○ 開館日 月、火、水、金、日曜日は午前9時から午後5時まで 木、土曜日は午前9時から午後9時まで (祝日の場合は午後5時まで) ○ 休館日 毎月第4日曜日、年末年始 (12月29日から1月3日まで)	個人でご利用の場合、登録が必要です。 障害者手帳をお持ちください。 団体登録は予め窓口での申請が必要です。 貸室予約は、登録団体は3ヶ月前から可。 ※利用について、詳しくはおたずねください。	障 害 福 祉 セ ン タ ー (8 4 2 - 2 5 2 5)
○ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を取得している方	障害福祉センターにおたずねください。	障 害 福 祉 セ ン タ ー (8 4 2 - 2 5 2 5)
○ 地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持向上のため、一定の支援が必要な障害者 ※ 介護保険対象者の方は、原則として介護保険サービスの利用となりますが、2号被保険者の方はその限りではありません。	受給者証が必要です。 受給者証の取得については、障害福祉課までおたずねください。	障 害 福 祉 セ ン タ ー (8 4 2 - 2 5 2 5) 障 害 福 祉 課
○ 障害児者とその家族、関係者	障害福祉センターにおたずねください。	障 害 福 祉 セ ン タ ー 長 崎 市 障 害 者 就 労 支 援 相 談 所 (8 4 2 - 2 5 2 5)
○ 在宅の重症心身障害児(者)、知的障害児(者)、発達障害児(者)、身体障害児とその家族、関係者	障害福祉センターにおたずねください。	障 害 福 祉 セ ン タ ー (8 4 2 - 2 5 2 5)

6. 長崎市における障害児者の福祉制度

区分	制度	身体障害者手帳						療育手帳				精神手帳			給付等の内容
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	A1	A2	B1	B2	1級	2級	3級	
(もりまちは長崎市障害福祉センター)	診療所	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	発達に遅れや、偏りのある児童や身体障害者に対して、診断・評価を行い、障害や発達の状態を明らかにし、適切な訓練・療育及び指導を行います。 ○ 診療科目 小児科、整形外科、リハビリテーション科 ○ 保険診療 発達障害児やその家族又は関係機関に対して、個別、集団での療育、職員派遣による巡回相談、家族支援プログラム（ペアレントトレーニング）等を行います。
	児童発達支援センター さくらんぼ園	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	発達にみづきや偏り、遅れのある就学前児童に対して、日常生活における基本的動作の指導や必要な知識・技能の習得、集団生活への適応に向けて支援を行います。 【親子】小集団による週1回の親子療育です。 【単独】基本的に毎日子どもだけで通います。給食があり、通園バスを運行しています。毎水曜日は親子療育を行います。 ○ 利用料 要した費用の1割負担（満3歳になって初めての4月1日より3年間は無料）世帯収入に応じてひと月の負担上限額あり ○ 給食費 実費（所得に応じて軽減措置あり）
	保育所等訪問支援事業 さくらの木	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	訪問支援員が地域の保育園（所）・幼稚園・認定こども園・学校等を、2週間に1回程度訪問し、『直接支援（児童に対する集団生活への適応や日常生活動作の支援）』と、『間接支援（訪問先施設に対する支援方法や環境調整等について提案や助言）』を行います。 ○ 利用料 要した費用の1割負担（満3歳になって初めての4月1日より3年間は無料）世帯収入に応じてひと月の負担上限額あり
入所施設等	障害児入所支援事業（児福法）	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	障害児入所施設の利用に対し、県が障害児入所給付費等を支給します。
選挙制度	点字投票（公職選挙法）	▲	▲	▲	▲	▲	▲								点字による投票を希望する方は、投票所又は期日前投票所で申し出ると点字投票ができます。（投票所に点字器を置いています。） また、同様に不在者投票の請求時に申し出ると、点字投票用の投票用紙等の交付を受けることができます。（一部の不在者投票所は除きます。）
	郵便による不在者投票（公職選挙法）	▲	▲	▲											右記①～④のいずれかに該当する方は、郵便による不在者投票ができます。まず選管へ「郵便等投票証明書」を申請し交付を受けます。選挙時に、この証明書により選管へ投票用紙等を請求すると、投票用紙が本人あて送付されるので、自宅等で候補者等名を記入して選管へ郵送するという方法になります。
その他の制度	緊急通報システム	▲	▲												1人暮らしの重度身体障害者の方が緊急時に対応できるよう緊急通報装置の設置を行います。 個人負担額 1月あたり 383円
	障害児通学支援（市要綱）														障害があるお子さんの通学を支援するため、タクシーを利用して通学した場合のタクシー運賃の一部を支給します。
	医療的ケア児レスパイト事業														指定訪問看護事業者の看護師または准看護師（以下、「看護師等」という。）が、家族に代わって医療的ケア児に医療的ケアを伴う見守り等の支援を行います。

(注) ●は手帳の等級でほぼ該当 ▲は手帳の等級で一部該当

条件等	申請手続に必要なもの	担当課
○ 予約制です。	障害福祉センターにおたずねください。 ○ 健康保険証	障害福祉センター (842-2525)
○ 事前に、センター診療所での診察が必要です。		
○ 施設と利用契約を結ぶことが必要となります。	○ 受給者証が必要です。 利用申請手続き及び受給者証の取得については障害福祉課までおたずねください。	障害福祉センター (842-2525) 障害福祉課
○ 長崎県長崎こども・女性・障害者支援センターにて調査・判定等を行い、利用対象の可否を決定後、各施設と利用契約を結ぶことが必要となります。	原則、受給者証が必要です。 利用申請手続き及び受給者証の取得については下記までおたずねください。 長崎県長崎こども・女性・障害者支援センター（相談支援課）〒852-8114 長崎市橋口町10-22 TEL844-6166	長崎県長崎こども・女性・障害者支援センター相談支援課 (844-6166)
○ 視覚障害者で点字投票の申し出をした方	特になし。	長崎市選挙管理委員会 (821-3520)
①両下肢、体幹又は移動機能の障害が1・2級の方 ②心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸又は小腸の障害が1・3級の方 ③免疫又は肝臓の障害が1～3級の方 ④介護保険法における要介護5の認定を受けた方 ※①～④のいずれかに該当し、かつ、上肢又は視覚の障害が1級の方は、代理記載の制度も利用できます。	○ 郵便等投票証明書交付申請書 ○ 身体障害者手帳(①②③に該当する方) ○ 介護保険被保険者証(④に該当する方) ※詳しくは長崎市選挙管理委員会事務局におたずねください。	長崎市選挙管理委員会 (821-3520)
○ 1・2級の身体障害者手帳所持者 ○ 1人暮らし、又はこれに準ずる世帯	○ 緊急通報システム利用申込書	障害福祉課
次のいずれも該当する場合、支給の対象となります。 ○ 児童・生徒が長崎市民である（住民登録が長崎市にある。） ○ 児童・生徒が特別支援学校の小学部または中学部に通っている又は長崎市立小・中学校の特別学級に通っている。 ○ 特別支援教育就学奨励費で付添人の交通費が認められている。 ○ 通学のためにタクシーを利用しても、タクシー運賃が特別支援就学奨励費として認められていない。	○ 障害児通学支援費支給申請書（特別支援学校に通学している場合） ○ タクシー運賃の領収証 ※市立小・中学校に通学している場合は、教育委員会総務課におたずねください。	障害福祉課 (市立小・中学校に通学している場合は、教育委員会総務課 (829-1191))
次のいずれも該当する場合、支給の対象となります。 ①長崎市内に住所を有し、かつ居住している ②現に居住する住居において、同居する家族又は介護を行う者による介護を受けている ③18歳未満の者及び18歳以上の者であって高等学校等に在籍している ④本事業が対象とする医療的ケアを受けている ⑤医師の訪問看護指示書による医療的ケアを必要としている ⑥訪問看護による医療的ケアを受け、又は受ける予定である 【利用者負担】 サービスを利用する方は、サービスにかかる費用の1割を利用者負担として支払うこととなります。ただし、所得に応じて月ごとの利用者負担の上限が決められています。	○ 医療的ケア児レスパイト事業利用登録申請書 ○ 健康保険法による訪問看護の契約書の写し ○ 訪問看護指示書の写し ○ 医師指示書の写し（当該医療的ケア児に健康保険法による訪問看護を実施していない訪問看護事業者から、本事業の支援を受ける場合のみ必要）	障害福祉課

6. 長崎市における障害児者の福祉制度

区分	制 度	身体障害者手帳						療育手帳				精神手帳			内 容										
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	A1	A2	B1	B2	1級	2級	3級											
その他の制度	後期高齢者医療保険への加入 (高齢者の医療の確保に関する法律)	●	●	●	▲			●	●			●	●		後期高齢者医療制度加入は75歳からですが、65歳以上75歳未満で「一定の障害」のあるかたは、申請により後期高齢者医療制度に加入することができます。										
	公営住宅への入居 (公営住宅法)	●	●	●	●			●	●	●	▲ (県営住宅)	●	●	▲ (県営住宅)	心身障害者世帯で住宅に困窮している世帯に対して、公営住宅の公募の際に特定目的枠として区分を設ける優遇措置がとられています。										
	シンボルマークの実施	▲	▲	▲	▲	▲	▲								耳が聞こえないため、病院、銀行、郵便局、市役所等の窓口で順番を待つ時に、呼び出しが聞こえないような不便をなくすため使用するものです。										
	障害者ふれあいブックメールサービス	▲	▲	▲											身体的障害等のため図書館の利用が困難な方に郵送(送料図書館負担)による図書館資料の貸出を行います。										
	読書バリアフリーサービス (視覚障害者等サービス)	手帳を持っていない方もご利用できます														活字による読書に困難を感じている方のために、音声デジタイズ図書のデータをコピーしたCDの貸出や「サピエ」「国立国会図書館視覚障害者等用データ送信サービス」の利用ができます。									
	郵送貸出	●	●	●	●	●	●								身体的障害等のため図書館の利用が困難な方に郵送(送料図書館負担)による図書館資料の貸出を行います。										
	視覚障害者等サービス	手帳を持っていない方もご利用できます														活字による読書に困難を感じている方のために、大活字本やデジタル録音図書(デジタイズ図書)、電子書籍の利用ができます。									
	声の広報の発行	▲	▲	▲	▲	▲	▲								視覚障害者の方を対象に「声の広報ながさき」を毎月発行しています。										
	郵便物の無料扱い等															<table><tr><th>区 分</th><th>内 容</th></tr><tr><td>点字郵便物の無料扱い</td><td>点字郵便物(3kgまで) 盲人用録音物、点字用紙(3kgまで)</td></tr><tr><td>点字ゆうパック</td><td>点字郵便物として送れない大型のもの等をゆうパックにする場合(30kgまで)</td></tr><tr><td>聴覚障がい者用ゆうパック</td><td>聴覚障がい者用ビデオテープ、その他の録画物(30kgまで)</td></tr><tr><td>身体障がい者用ゆうメール</td><td>図書館から重度心身障がい者に郵送する場合又は図書館に返送される場合</td></tr></table>	区 分	内 容	点字郵便物の無料扱い	点字郵便物(3kgまで) 盲人用録音物、点字用紙(3kgまで)	点字ゆうパック	点字郵便物として送れない大型のもの等をゆうパックにする場合(30kgまで)	聴覚障がい者用ゆうパック	聴覚障がい者用ビデオテープ、その他の録画物(30kgまで)	身体障がい者用ゆうメール
区 分	内 容																								
点字郵便物の無料扱い	点字郵便物(3kgまで) 盲人用録音物、点字用紙(3kgまで)																								
点字ゆうパック	点字郵便物として送れない大型のもの等をゆうパックにする場合(30kgまで)																								
聴覚障がい者用ゆうパック	聴覚障がい者用ビデオテープ、その他の録画物(30kgまで)																								
身体障がい者用ゆうメール	図書館から重度心身障がい者に郵送する場合又は図書館に返送される場合																								
手話入り映像ライブラリー等製作貸出事業	▲	▲	▲	▲	▲	▲									聴覚障害者の知識、教養の向上を図るため、県が社会福祉法人聴力障害者情報文化センターに委託、及び長崎県聴覚障害者情報センターで手話及び字幕つきビデオライブラリーを製作し、県内の登録された聴覚障害者やその家族、団体等に貸出します。										
点字図書・録音図書の製作貸出事業	▲	▲	▲	▲	▲	▲									視覚障害者の情報入手の援助として、点字図書・録音図書を製作し、貸出を行います。										

(注) ●は手帳の等級でほぼ該当 ▲は手帳の等級で一部該当

条 件 等	申請手続に必要なもの	担 当 課
○65歳以上75歳未満で次に掲げる障害があり長崎県後期高齢者医療広域連合の認定を受けたかた(加入希望者のみ) ○身体障害者手帳(1級～3級、4級の一部)、療育手帳(A1、A2)、又は、精神障害者保健福祉手帳(1級、2級)の所持者、もしくは障害者基礎年金(1級、2級)、そのほかの障害年金などの受給者	○現在加入してい健保を証明する次のいれか(被保険者証、資格確認書、マイナンバーカード+資格情報のお知らせ) ○障害の状態を明らかにできる書類(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害年金証書など) ○本人名義の通帳 ○代理人の場合は代理人の身分証明書 ※詳しくは、後期高齢者医療室へおたずねください。	後期高齢者医療室 (829-1139)
市営住宅 ○身体障害者手帳1～4級、療育手帳A1・A2・B1及び精神障害者保健福祉手帳1・2級 ○車いす使用者(車いす用の住戸に空きがある場合) 県営住宅 ○身体障害者手帳1～4級、療育手帳A1・A2・B1・B2、精神障害者保健福祉手帳1～3級 ○車いす使用者(車いす用の住戸に空きがある場合)	詳しくは市営住宅管理センター(市営住宅)又は県営住宅供給公社(県営住宅)におたずねください。	市営住宅管理センター (829-2991) 県営住宅供給公社 (823-3050)
○聴覚障害者	 長崎市障害福祉課でシールを配布しています。 (社)全日本難聴者・中途失聴者団体連合会事務局に専用注文書にてFAX注文 「耳マーク」 [TEL 03-3225-5600 FAX 03-3354-0046]	障害福祉課
○視覚障害、両下肢、体幹又は移動機能障害1・2級の者 ○心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、免疫、肝臓の障害 1～3級の者	登録申請書に必要事項を記入し手帳の写し(全面)を添付して県立長崎図書館あて郵送でお申込みください。※詳しくは県立長崎図書館におたずねください。	県立長崎図書館 (0957-48-7700)
①視覚に障害がある方 ②ディスレクシアの方 ③上肢に障害があり、ページをめくることが困難な方 その他の方でもご利用いただける場合があります。 長崎県立図書館まで、ご相談ください。	視覚障害者等サービス利用申込書に必要事項を記入し、「給付の条件」について証明する書類を添付して、県立図書館までお申込みください。※当館の利用登録をしていない方は、併せて利用登録をお願いします。	
○1～6級の身体障害者手帳所持者	登録申込書に必要事項を記入し手帳の写しを添付して市立図書館あて郵送でお申込みください。※詳しくは市立図書館におたずねください。	長崎市立図書館 (829-4946)
大活字本と電子書籍は貸出券をお持ちの方はどなたでも借りられます。デジタル録音図書は視覚に障害がある方等がご利用いただけます。詳しくは市立図書館におたずねください。	<デジタル録音図書のみ> 申請書に必要事項を記入し、「給付の条件」について証明する書類を添付して市立図書館にお申し込みください。	
視覚障害者で希望する人	長崎県視覚障害者情報センターでCDの配布を行っています。	広報広聴課 (829-1114)
免 除	備 考	各 郵 便 局
無 料	封筒に「点字用郵便」と明記してください。一部開封されており、内容品が確認できるようにしてください。	
無 料	日本郵便の指定する点字図書館、点字出版施設等の発送するもの又は返送するもの。	
一般のゆうパック又はゆうメールより安い料金でご利用いただけます。	詳しくは郵便局におたずねください。	
○登録された聴覚障害者、その家族、聴覚障害者(児)関係団体(者)・施設	※長崎県聴覚障害者情報センターに直接おたずねください。 長崎県聴覚障害者情報センター 〒852-8114 長崎市橋口町10-22	長崎県聴覚障害者情報センター TEL 847-2681 FAX 847-2572
○視覚障害者で希望する人、視覚障害者関係施設等	※長崎県視覚障害者情報センターに直接おたずねください。 長崎県視覚障害者情報センター 〒852-8114 長崎市橋口町10-22	長崎県視覚障害者情報センター TEL 846-9021 FAX 843-4589

6. 長崎市における障害児者の福祉制度

区分	制 度	身体障害者手帳						療育手帳				精神手帳			内 容
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	A1	A2	B1	B2	1級	2級	3級	
その他の制度	避難行動要支援者名簿登録	●	●					●	●			●			災害時の支援を必要とされる方の名簿登録を進めており、地域の支援者の方々に名簿を提供。地域の支えあいを基本とした避難支援体制づくりを行います。
	青い鳥郵便の無償配布	●	●					●	●						重度の身体障がい者等に青い鳥をデザインした専用封筒に通常葉書を入れ無料で配布します(郵送)。 1. 配布枚数 1人20枚 2. 受付期間 4月～5月
	福祉定期預貯金等	福祉手当、障害児福祉手当、特別障害者手当等の受給者													受給者証明書(市障害福祉課で発行。申請の際は印鑑をお持ちください。)を福祉定期預貯金を取り扱っている金融機関に提示することにより、一般の定期預貯金金利よりも優遇されている福祉定期預貯金等を利用することができます。・預入限度額 1人300万円まで
	104電話番号案内の無料取扱(ふれあい案内)	▲	▲	▲	▲	▲	▲	●	●	●	●	●	●	●	対象者 (1)視覚障害(1～6級)の方 (2)肢体不自由者(1・2級)の方 (上肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害) (3)聴覚障害(2・3・4・6級)の方 (4)音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害(3・4級)の方 (5)療育手帳をお持ちの方 (6)精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方 (7)戦傷病者手帳の交付を受けた方 (視覚障害:特別項症～第6項症 上肢の障害:特別項症～第2項症) 聴覚障害:第2・第4項症音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害:第1項症・第2項症・第4項症)
	長崎県障害者スポーツ大会	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	障害者の健康増進、より積極的な社会活動への参加を図るため、毎年5月末頃に長崎県障害者スポーツ大会が開催されます。 競技種目:陸上、水泳、卓球(一般卓球・サウンドテーブルテニス)、フライングディスク、ボウリング、アーチェリー、ユニカール、ボッチャ
相談制度等	相談員制度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	身体障害者、知的障害者及び精神障害者の更生相談に地域の相談員が応じます。 ※相談員制度の詳細内容は15ページに掲載しています。 ※相談員名簿は61ページに掲載しています。
	聴覚言語相談員の設置	▲	▲	▲	▲	▲	▲								聴覚障害者の各種相談に応じ、必要な指導、助言を行うため、聴覚言語相談員を設置しています。
	長崎市精神障害者相談支援センターやまぼうし	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	障害のある方が、地域で生き生きと安心して生活できるよう、あなたの暮らしをサポートします。 ○日常生活を送る上での困りごとの相談支援 ○フリースペース(憩いの場)の提供 ○アパート等の入居前後の相談支援
	長崎市障害者相談支援事業所つどい	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	障害のある方が、地域で生き生きと安心して生活できるよう、あなたの暮らしをサポートします。 ○日常生活を送る上での困りごとの相談支援 ○フリースペース(憩いの場)の提供 ○アパート等の入居前後の相談支援
	長崎市障害者相談支援事業いんくる	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	障害のある方が、地域で生き生きと安心して生活できるよう、あなたの暮らしをサポートします。 ○日常生活を送る上での困りごとの相談支援
	長崎市障害者相談支援事業所さち風	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	障害のある方が、地域で生き生きと安心して生活できるよう、あなたの暮らしをサポートします。 ○日常生活を送る上での困りごとの相談支援

(注)●は手帳の等級でほぼ該当 ▲は手帳の等級で一部該当

条 件 等	申 請 手 続 に 必 要 な も の	担 当 課
○災害時に避難することが困難な障害のある方で、在宅で生活している方 ○地域の支援者の方々(民生委員・児童委員・自治会長など)への個人情報の提供に同意できる方	避難行動要支援者登録同意書	障 害 福 祉 課
○重度の身体障がい者(1級又は2級の方) ○重度の知的障がい者(療育手帳「A」又は1度・2度と表記されている方)	○身体障害者手帳・療育手帳・申込書	各 郵 便 局 (障 害 福 祉 課)
○障害年金、遺族年金等を受給されている方はその証明書を金融機関窓口に表示することにより制度を利用することができます。(該当する年金等の種類については各金融機関におたずねください。)	○詳しくは、各金融機関におたずねください。	各 金 融 機 関
○事前のお申込・登録が必要です。 ○ふれあい案内の利用については、NTT西日本及びNTTの104をご利用いただける通信業者の回線(携帯電話含む)から、104をダイヤルした場合が対象となります。 ○FAXによるお問い合わせの場合は、お客様のお名前と連絡先、FAX番号を用紙に記載して、送信してください。	※直接、下記にご相談ください。 フリーダイヤル TEL 0120-104174 FAX 0120-104134 受付 月～金曜日 午前9時～午後5時 (土・日・祝祭日・年末年始を除く)	N T T 西 日 本 ふれあい案内担当
参加資格:開催年の4月1日現在13歳以上の県内在住者。 身体障害者手帳の交付を受けた者。 療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者。あるいは、その取得の対象に準じる障害のある者。	○身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳 ○長崎県障害者スポーツ大会個人競技参加申込書 ○印鑑	障 害 福 祉 課
○身体障害者、知的障害者及び精神障害者並びにその家族	身体障害者相談員、知的障害者相談員及び精神障害者相談員にご相談ください。	障 害 福 祉 課
○聴覚障害者	障害福祉課又は長崎市障害福祉センターへおたずねください。	障 害 福 祉 課 障害福祉センター
○障害者本人や家族など	やまぼうしにおたずねください。 〒852-8134 長崎市大橋町18-7	長崎市精神障害者相談支援センター やまぼうし 〔845-2337〕 〔845-2357〕
○障害者本人や家族など	つどいにおたずねください。 〒850-0991 長崎市末石町162	長崎市障害者相談支援事業所つどい (8 9 8 - 5 6 5 6)
○障害者本人や家族など	いんくるにおたずねください。 〒851-2206 長崎市三京町702-1	長崎市障害者相談支援事業いんくる (8 6 5 - 6 1 1 2)
○障害者本人や家族など	さち風におたずねください。 〒851-0134 長崎市田中町279番地44	長崎市障害者相談支援事業所さち風 (8 0 1 - 1 1 2 2)

6. 長崎市における障害児者の福祉制度

区分	制 度	身体障害者手帳						療育手帳				精神手帳			内 容
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	A1	A2	B1	B2	1級	2級	3級	
相 談 制 度 等	障 害 者 110 番	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	障害者及びその家族から寄せられた様々な相談に、相談員・弁護士等の専門家が応じることで、障害者が地域社会において自立し、安心した生活が送れるように人権を擁護し、福祉の向上を図ります。 (相談内容) ① 障害者が差別や虐待による被害にあった場合やその恐れのある状況におかれている場合の相談 ② 障害者の財産上のトラブル及び財産管理の問題に対する相談 ③ 結婚、家族、親族との人間関係に関する相談 ④ 契約、金融、年金に関する相談 ⑤ 雇用、勤務条件に関する相談 ⑥ 職場、施設での人間関係に関する相談 ⑦ 教育等に関する相談 ⑧ 各種福祉サービスに関する相談
	長崎県長崎こども・女性・障害者支援センター (身体障害者更生相談所)														身体に障害のある方について、次のような業務を行っています。 ○ 身体障害者手帳の交付・審査 (長崎市・佐世保市を除く)、 補装具、自立支援医療(更生医療)の判定 ○ 身体障害者の生活・職業等に関する相談
	長崎県長崎こども・女性・障害者支援センター (知的障害者更生相談所)														知的発達に障害のある方について、次のような業務を行っています。 ○ 療育手帳の交付・判定業務 ○ 知的障害者に関する相談(満18歳以上の方)
	長崎県長崎こども・女性・障害者支援センター (児童相談所)														児童の養育、非行、不登校、発達上の問題等についての相談を受け、専門的な角度から調査判定、援助を行っています。児童の福祉の向上を図るとともに児童の権利を守ることを設置の目的としています。 ○ 児童に関するあらゆる相談 ○ 児童及びその家庭について、必要な調査、判定 ○ 児童及びその保護者に対し必要な指導や児童福祉施設等への入所措置等 ○ 一時保護 ○ 巡回相談、指導
	長崎県長崎こども・女性・障害者支援センター (精神保健福祉センター)														精神保健福祉や精神障害全般に関して、相談に応じます。 ○ 心の病等の悩みについて ○ アルコール・薬物・ギャンブル等への依存について ○ 精神科医療・福祉の制度や機関に関する情報の提供 ○ 自死遺族の方の相談 ○ 高次脳機能障害に関する相談 ○ ひきこもりに関する相談
	精 神 科 救 急 情 報 センター											●	●	●	精神障害を有する方やそのご家族などからの、精神科に関する緊急の医療相談を電話で受け付けています。
	運 営 適 正 化 委 員 会 (県福祉サービス苦情解決事業) (社会福祉法)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	福祉サービスに関する利用者等からの苦情を適切に解決するため、相談、助言、調査、あっせん、または県知事への通知を行うことにより、福祉サービスの適切な利用や提供を支援し、福祉サービス利用者の権利を擁護します。
6	成 年 後 見 制 度														(制度の内容) 認知症、知的障害、精神障害、発達障害などによって物事を判断する能力が十分でない方(ここでは「ご本人」といいます。)について、ご本人の権利を守る援助者(「成年後見人」等)を選ぶことで、ご本人を法律的に支援する制度です。ご本人の判断能力が不十分となった後、家庭裁判所が成年後見人等を選任する「法定後見」と、あらかじめご本人が任意後見人を選ぶ「任意後見」があります。「法定後見」はご本人の判断能力の程度に応じて「補助」「保佐」「後見」があり、「任意後見」はご本人の判断能力が十分なうちに任意後見受任者と契約(公証人役場において)を結び判断能力が不十分な状況になったときに備えるものです。

(注) ●は手帳の等級でほぼ該当 ▲は手帳の等級で一部該当

条 件 等	申 請 手 続 に 必 要 な も の	担 当 課
○ 身体障害者、知的障害者、精神障害者とその家族(発達障害などについても相談可です。) ○ 相談は無料です。ただし、現地への出張旅費と法律事件として処理することになった場合は、長崎県弁護士会報酬規定に基づく支払いを相談者が支払うことになります。	※ 直接、下記にご相談ください。 (相談体制) ○ 電話相談 月～金曜日・随時(ファックスも可) 土・日・祝祭日・ファックス・留守番電話 ・ 知的障害者 TEL846-8730 FAX846-8738 ・ 身体障害者 TEL846-8727 FAX849-4703 ・ 精神障害者 TEL808-5830 (FAX兼用) ○ 面接相談 予約制で電話で予約ができます。 ○ 弁護士による相談 受付整理後対応します。	障 害 者 110 番
○ 身体に障害のある方及びその家族、その他関係者	詳しくは、下記におたずねください。 長崎県長崎こども・女性・障害者支援センター 更生相談課 身体障害者支援班 〒852-8114 長崎市橋口町10-22 TEL846-8905	長崎県長崎こども・女性・障害者支援センター 更 生 相 談 課 (8 4 6 - 8 9 0 5)
○ 知的発達に障害のある方およびその家族からの相談に応じます。(満18歳以上の方) ○ 療育手帳の再交付(紛失や汚損等)や記載事項変更届等各種手続きは市が窓口となります。	詳しくは下記におたずねください。 長崎県長崎こども・女性・障害者支援センター (更生相談課 知的障害者支援班) 〒852-8114 長崎市橋口町10-22 TEL844-6250	長崎県長崎こども・女性・障害者支援センター 更 生 相 談 課 (8 4 4 - 6 2 5 0)
○ これまで左記機関は、児童に関するあらゆる問題について家庭その他からの相談に応じることとされてきましたが、平成16年12月に児童福祉法が改正され、児童相談に関する一義的な相談窓口は市町となり、左記機関は専門的知識及び技術を必要とする事例に対応し、市町における児童相談業務の後方支援を行うこととなりました。	詳しくは下記におたずねください。 長崎県長崎こども・女性・障害者支援センター(相談支援課) 〒852-8114 長崎市橋口町10-22 TEL844-6166	長崎県長崎こども・女性・障害者支援センター 相 談 支 援 課 保 護 判 定 課 (8 4 4 - 6 1 6 6)
○ 面接相談 ※ 月～金 9:00～17:45(祝日、年末年始は除く) ○ 面接相談は予約制になっています。 ※ 手帳の有無に関係なく利用できます。 ○ 電話相談 月～金 9:00～17:45(祝日、年末年始は除く)	詳しくは下記におたずねください。 長崎県長崎こども・女性・障害者支援センター (精神保健福祉課) 〒852-8114 長崎市橋口町10-22 TEL846-5115 TEL844-5515(高次脳)	長崎県長崎こども・女性・障害者支援センター 精 神 保 健 福 祉 課 (8 4 6 - 5 1 1 5)
24時間受付をしております。 (電話相談のみ)	長崎県精神科救急情報センター TEL0957-53-3982	長 崎 県 精 神 科 救 急 情 報 センター (0957-53-3982)
○ 長崎県内における在宅、入所、通所などの福祉サービスの利用者(本人) ○ 家族・代理人・知人・事業者の職員等 ○ 相談は無料です。	来所・手紙・電話・FAX・メールにて相談を受け付けています。 運営適正化委員会事務局 〒852-8555 長崎市茂里町3-24 長崎県総合福祉センター2階 専用電話: 842-6410	運 営 適 正 化 委 員 会 (8 4 2 - 6 4 1 0)
○ 法定後見の申立てができる人 本人、配偶者、四親等内の親族 (身寄りのない人の場合は市区町村長)など	※法定後見について、詳しくは下記機関までお問い合わせください。長崎家庭裁判書 後見係 〒850-0033 長崎市万才町6-25 TEL804-4150 ※詳しくは、下記機関までお問い合わせください。 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート長崎支部 (長崎県司法書士会) TEL823-4710 〒850-0874 長崎市魚の町3-33 ※任意後見については 長崎公証人合同役場 〒850-0033 長崎市万才町7-1 TBM長崎ビル8階 TEL821-3744	家 庭 裁 判 所 後 見 係 (8 0 4 - 4 1 5 0) 成年後見センター・リーガルサポート長崎支部 (8 2 3 - 4 7 1 0) 長 崎 公 証 人 合 同 役 場 (8 2 1 - 3 7 4 4)

6. 長崎市における障害児者の福祉制度

区分	制 度	身体障害者手帳						療育手帳				精神手帳			内 容
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	A1	A2	B1	B2	1級	2級	3級	
相 談 制 度 等	権 利 擁 護 に 関 する 相 談	手帳を持っていない方もご利用できます													判断能力に課題がある認知症高齢者や知的障害者、精神障害者等の財産管理や身上保護を行う成年後見制度に関する相談をお受けし利用に向けた支援を行います。
	長崎公共職業安定所（ハローワーク長崎）	手帳を持っていない方もご利用できます													職業相談(カウンセリング)、職業紹介、職業訓練校へのあっせん及び、職業訓練受講給付金、雇用保険などの支給を行っています。※障害者専門職業相談員が配置されています。
	障 害 者 就 業 ・ 生 活 支 援 セ ン タ ー な が さ き	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	長崎市・西海市・時津町・長与町にお住まいの障害者で、就職を希望している、もしくは在職中の方に対し、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活の相談、支援を行います。
	長崎障害者職業センター	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	障害者職業センターは、公共職業安定所等の関係機関との密接な連携の下、地域に密着した職業リハビリテーションサービスを実施する施設として、全国の都道府県に設置されています。 (サービスの内容) ・ 障害者サービスとして、職業相談、評価、精神障害者総合雇用支援、職業準備支援、職場適応援助者(ジョブコーチ)支援事業等があります。 ・ 事業主に対する相談・援助や関係機関に対する助言・援助も行っています。
	総 合 相 談	手帳を持っていない方もご利用できます													日常生活の中で抱える不安や悩みなどをお聞し、解決方法を一緒に考えます。
	生 活 困 窮 相 談	手帳を持っていない方もご利用できます													センターでは「生活が苦しい」、「今後の生活に不安がある」など主に経済的な困りごとを抱えている方を対象に生活の立て直しに向けた支援を行っています。
	女 性 相 談	手帳を持っていない方もご利用できます													様々な困りごとを抱えている女性が、安心して生活できるよう寄り添いながら解決方法を一緒に考えます。
	こころの電話	手帳を持っていない方もご利用できます													悩みを聞いてもらいたい人のための専用電話です。気軽に話していただくために、医療保健福祉の専門家ではない専任電話相談員が対応いたします。
	教 育 相 談	手帳を持っていない方もご利用できます													児童・生徒の視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱、発達障害等のそれぞれについての教育相談を行っています。
	就 学 相 談	手帳を持っていない方もご利用できます													教育上配慮を要する子どもの就学について相談に応じています。
	市 民 相 談	手帳を持っていない方もご利用できます													日常生活のことでお困りの方の相談に応じています。 ○一般相談・いろいろな民事問題 ○市政相談・市政についての相談・要望等 ○専門相談・法律(弁護士)、国税、登記、不動産、マンション管理、住宅リフォーム事前相談
	犯 罪 被 害 者 等 支 援 総 合 相 談	手帳を持っていない方もご利用できます													犯罪被害者やそのご家族、ご遺族の状況に応じて、市役所でできる手続きや各種支援制度をご案内したり、外部の関係機関におつなぎしたりするなどの支援を行っています。
	交 通 事 故 相 談	手帳を持っていない方もご利用できます													交通事故に係る損害賠償や過失相殺など、交通事故に関する相談に応じています。なお、書類の作成・審査、相手との交渉などは行いません。
	消 費 生 活 相 談	手帳を持っていない方もご利用できます													契約のトラブル、商品やサービスに対する疑問、悪質商法、多重債務など、消費生活に関する相談に応じています。相談窓口では、できるだけ自分で解決できるようにアドバイスをしたり、必要に応じて事業者とのあっせん(交渉)等を行います。

(注) ●は手帳の等級でほぼ該当 ▲は手帳の等級で一部該当

条 件 等	申 請 手 続 に 必 要 な も の	担 当 課						
<table> <tr> <th>相談日</th><th>相談時間</th><th>相談窓口</th></tr> <tr> <td>月曜日～金曜日</td><td>午前9時～午後5時</td><td>本 所</td></tr> </table> (ただし 祝日及び年末年始は除く)	相談日	相談時間	相談窓口	月曜日～金曜日	午前9時～午後5時	本 所	※詳しくは、長崎市権利擁護・成年後見支援センターまでご相談ください。 〒850-0056 長崎市恵美須町4番5号 ※電話相談もご利用できます。 ＜相談専用＞TEL095-894-4500	長崎市社会福祉協議会 (828-1281)
相談日	相談時間	相談窓口						
月曜日～金曜日	午前9時～午後5時	本 所						
○就職活動をしたい方等	※直接、長崎公共職業安定所(ハローワーク長崎)にご相談ください。 〒852-8522 長崎市宝栄町4-25	長崎公共職業安定所(ハローワーク長崎) (862-8674)						
○月～土曜日 10:00～19:00 ただし日・祝日及び年末・年始を除く。	※直接、障害者就業・生活支援センターながさきにご相談ください。 〒852-8104 長崎市茂里町3-24 県総合福祉センター3F TEL 865-9790 FAX 865-9795	障害者就業・生活支援センターながさき (865-9790)						
○就職や復職を希望される方で ・就職活動に向けての計画を立ててほしい ・就職の準備や復職のためのウォーミングアップをしたいなど	※直接、長崎障害者職業センターにご相談ください。 〒852-8104 長崎市茂里町3-26 TEL844-3431 FAX848-1886 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 ホームページ URL http://www.jeed.go.jp	障害者職業センター (844-3431)						
<table> <tr> <th>相談日</th><th>相談時間</th><th>相談窓口</th></tr> <tr> <td>月曜日～金曜日</td><td>午前9時～午後5時</td><td>本所及び支所 (支所:三和・琴海)</td></tr> </table> (ただし、祝日及び年末年始は除く)	相談日	相談時間	相談窓口	月曜日～金曜日	午前9時～午後5時	本所及び支所 (支所:三和・琴海)	※詳しくは、長崎市社会福祉協議会までご相談ください。 〒850-0056 長崎市恵美須町4番5号 ※電話相談もご利用できます。 ＜相談専用＞TEL095-828-5016	長崎市社会福祉協議会 (828-1281)
相談日	相談時間	相談窓口						
月曜日～金曜日	午前9時～午後5時	本所及び支所 (支所:三和・琴海)						
<table> <tr> <th>相談日</th><th>相談時間</th><th>相談窓口</th></tr> <tr> <td>月曜日～金曜日</td><td>午前9時～午後5時</td><td>本 所</td></tr> </table> (ただし 祝日及び年末年始は除く)	相談日	相談時間	相談窓口	月曜日～金曜日	午前9時～午後5時	本 所	※詳しくは、長崎市生活支援相談センターまでご相談ください。 〒850-0056 長崎市恵美須町4番5号 ※電話相談もご利用できます。 ＜相談専用＞フリーダイヤル TEL0120-223-384	
相談日	相談時間	相談窓口						
月曜日～金曜日	午前9時～午後5時	本 所						
<table> <tr> <th>相談日</th><th>相談時間</th><th>相談窓口</th></tr> <tr> <td>月曜日～金曜日</td><td>午前9時～午後5時</td><td>本 所</td></tr> </table> (ただし 祝日及び年末年始は除く)	相談日	相談時間	相談窓口	月曜日～金曜日	午前9時～午後5時	本 所	※詳しくは、長崎市女性相談サポートセンターまでご相談ください。 〒850-0056 長崎市恵美須町4番5号 ※電話相談もご利用できます。 ＜相談専用＞TEL095-828-0161 フリーダイヤル TEL0120-224-416	
相談日	相談時間	相談窓口						
月曜日～金曜日	午前9時～午後5時	本 所						
○月～金曜日 9:00～12:00 13:00～15:15 ただし祝日及び年末・年始を除く	＜相談専用＞TEL095-847-7867	長崎こども・女性・障害者支援センター 精神保健福祉課 (846-5115)						
○電話相談、来所相談等の相談形態がありますので、電話で確認してください。 ○月～金曜日 9:00～16:00 ○相談は無料です。	長崎県教育センター 〒856-0834 大村市玖島1-24-2 TEL0957-53-1130(特別支援教育研修班)	長 崎 県 教 育 セ ン タ ー (0957-53-1130)						
○月～金曜日 9:00～17:00 来所相談は電話で予約が必要です。電話相談もご利用できます。 ○相談は無料です。	※直接、長崎市教育研究所にご相談ください。 〒850-0874 長崎市魚の町5-1 TEL 825-2932 FAX 823-6368	長 崎 市 教 育 研 究 所 (825-2932)						
○障害のある子ども・保護者の方等	※詳しくは、長崎市教育研究所にご相談ください。 〒850-0874 長崎市魚の町5-1 TEL 825-2932 FAX 823-6368	長 崎 市 教 育 研 究 所 (825-2932)						
○相談は無料です。 ○相談日については相談内容により異なりますので電話で確認してください。	※詳しくは、自治振興課市民相談窓口までおたずねください。 ＜相談専用＞ TEL829-1231	自 治 振 興 課 (829-1231)						
○月～金曜日 8:45～17:30 ただし祝日及び年末・年始を除く	※詳しくは、自治振興課までおたずねください。	自 治 振 興 課 (829-1211)						
○月～金曜日 9:00～12:00 13:00～16:00 ただし祝日及び年末・年始を除く	※詳しくは、交通事故相談所(自治振興課市民相談窓口)までおたずねください。	自 治 振 興 課 (829-1231)						
○相談日 火～日曜日 午前10時～午後5時 ○休業日 毎週月曜日(月曜が祝日の場合は直後の休日でない日)、年末年始 ○相談は無料です。	※直接、消費者センター消費生活相談担当へご相談ください。 〒850-0877 長崎市築町3-18メルカつきまち4階 ＜相談専用＞ TEL829-1234	消 費 者 セ ン タ ー (829-1234)						

7. 主な関係機関

事業所名	所在地	電話番号
長崎市福祉部障害福祉課	〒850-8685 長崎市魚の町4-1	電話 095(829)1141
		FAX 095(823)7571
		テレビ電話 39-6606-227

長崎市障害者虐待防止センター
〔月～金 9:00～17:00〕長崎市基幹相談支援センター 095-801-2828
〔休日・祝日・夜間・時間外〕市役所代表 095-822-8888
または、障害者虐待防止センター（直通）095-829-1800 FAX095-823-7571

長崎県福祉保健部障害福祉課	〒850-8570	長崎市尾上町3-1	095(824)1111
長崎県長崎こども・女性・障害者支援センター			
相談支援課(児童相談所)	〒852-8114	長崎市橋口町10-22	095(844)6166
更生相談課(身体障害者更生相談所)	〒852-8114	長崎市橋口町10-22	095(846)8905
更生相談課(知的障害者更生相談所)	〒852-8114	長崎市橋口町10-22	095(844)6250
精神保健福祉課(精神保健福祉センター)	〒852-8114	長崎市橋口町10-22	095(846)5115
長崎県発達障害者支援センター しおさい	〒854-0071	諫早市永昌東町24-3	0957(22)1802
長崎障害者職業センター	〒852-8104	長崎市茂里町3-26	095(844)3431
長崎市障害福祉センター (もりまちハートセンター)	〒852-8104	長崎市茂里町2-41	電話 095(842)2525 FAX 095(842)2568

長崎市社会福祉協議会	〒850-0056	長崎市恵美須町4-5	095(828)1281
長崎県社会福祉協議会	〒852-8555	長崎市茂里町3-24	095(846)8600
長崎県運営適正化委員会	〒852-8555	長崎市茂里町3-24	095(842)6410
長崎税務署	〒850-8678	長崎市松が枝町6-26	095(822)4231
長崎振興局税務部	〒850-0033	長崎市万才町3-17	095(822)3101
八口ワーク長崎	〒852-8522	長崎市宝栄町4-25	095(862)8609
長崎県教育庁特別支援教育課	〒850-8570	長崎市尾上町3-1	095(894)3402
長崎県教育センター	〒856-0834	大村市玖島1-24-2	0957(53)1131
高齢・障害・求職者雇用支援機構長崎支部	〒854-0062	諫早市小船越町1113	0957(35)4721
長崎県視覚障害者情報センター	〒852-8114	長崎市橋口町10-22	095(846)9021
長崎県聴覚障害者情報センター	〒852-8114	長崎市橋口町10-22	095(847)2681

福祉事務所名	所在地	電話番号
長崎市福祉事務所	〒850-8685 長崎市魚の町4-1	095(822)8888
佐世保市福祉事務所	〒857-8585 佐世保市八幡町1-10	0956(24)1111
島原市福祉事務所	〒855-8555 島原市上の町537	0957(63)1111
諫早市福祉事務所	〒854-8601 諫早市東小路町7-1	0957(22)1500
大村市福祉事務所	〒856-8686 大村市玖島1-25	0957(53)4111
平戸市福祉事務所	〒859-5192 平戸市岩の上町1508-3	0950(22)4111
松浦市福祉事務所	〒859-4598 松浦市志佐町里免365	0956(72)1111
対馬市福祉事務所	〒817-1292 対馬市豊玉町仁位380	0920(58)2294
壱岐市福祉事務所	〒811-5192 壱岐市郷ノ浦町本村触562	0920(48)1111
五島市福祉事務所	〒853-8501 五島市福江町1-1	0959(72)6111
西海市福祉事務所	〒857-2302 西海市大瀬戸町瀬戸桧浦郷2278-1	0959(37)0069
雲仙市福祉事務所	〒854-0492 雲仙市千々石町戊582	0957(36)2500
南島原市福祉事務所	〒859-2412 南島原市南有馬町乙1023	0957(73)6651
西彼福祉事務所	〒852-8104 長崎市茂里町3-24	095(846)8955
東彼・北松福祉事務所	〒857-0043 佐世保市天満町1-27県北振興局天満庁舎5F	0956(22)3211
上五島福祉事務所	〒857-4511 南松浦郡新上五島町浦桑郷348-1	0959(54)2131

保健所等	所在地	電話番号
長崎市保健所	〒850-8685 長崎市魚の町4-1	095(822)8888
西彼保健所	〒852-8061 長崎市滑石1丁目9-5	095(856)0691
県央保健所	〒854-0081 諫早市栄田町26-49	0957(26)3304
県南保健所	〒855-0043 島原市新田町347-9	0957(62)3287
県北保健所	〒859-4807 平戸市田平町里免1126-1	0950(57)3933
五島保健所	〒853-0007 五島市福江町7-2	0959(72)3125
上五島保健所	〒857-4211 南松浦郡新上五島町有川郷2254-17	0959(42)1121
壱岐保健所	〒811-5133 壱岐市郷ノ浦町本村触620-5	0920(47)0260
対馬保健所	〒817-0011 対馬市厳原町宮谷224	0920(52)0166
佐世保市保健所	〒857-0042 佐世保市高砂町5-1	0956(24)1111

福祉団体等	所在地	電話番号
(一社)長崎県身体障害者福祉協会連合会	〒852-8104 長崎市茂里町3-24	095(846)8727
(一社)長崎県視覚障害者協会	〒852-8114 長崎市橋口町10-22	095(846)9021
(一社)長崎県ろうあ協会	〒852-8114 長崎市橋口町10-22	095(847)2681
(一社)長崎県手をつなぐ育成会	〒852-8104 長崎市茂里町3-24	095(846)8730
(一社)長崎県知的障がい者福祉協会	〒852-8555 長崎市茂里町3-24	095(842)7007
NPO法人 長崎県腎臓病協議会	〒852-8104 長崎市茂里町3-24	095(849)4600
NPO法人 長崎県難病連絡協議会	〒852-8104 長崎市茂里町3-24	095(846)8620
長崎県精神障害者団体連合会	〒852-8104 長崎市茂里町3-24 長崎県総合福祉センター内	095(808)5830
長崎県精神障害者家族連合会	〒852-8104 長崎市茂里町3-24 長崎県総合福祉センター内	095(842)5350
長崎市身体障害者団体連合会	〒852-8104 長崎市茂里町2-41長崎市障害福祉センター内	095(848)6192

8. 一般社団法人長崎市心身障害者団体連合会

Nagasaki City Corporative Joint Association for Handicapped People

会 長：松村 正信
副 会 長：野田 恵子・坂本 和秀・池原 清・谷 美絵・林田 秀文・河野 知房
監 事：柴原 直美・田中 祐子

※問い合わせ
〒852-8104 長崎市茂里町2番41号 長崎市障害福祉センター内 TEL:095-847-0680
Email:shin2ren@topaz.ocn.ne.jp FAX:095-801-5002
http://shinshin-rengou-nagasaki.or.jp/

団 体 名	代表者名	〒	住 所	電 話
長崎市身体障害者福祉協会	野田 恵子	852-8104	長崎市茂里町2番41号 長崎市障害福祉センター	843-3921
長崎市視覚障害者協会	坂本 和秀	852-8104	長崎市茂里町2番41号 長崎市障害福祉センター	845-9540
一般社団法人 長崎県ろうあ協会長崎支部	池原 清	852-8104	長崎市茂里町2番41号 長崎市障害福祉センター	FAXのみ 849-5322
社会福祉法人 長崎市手をつなぐ育成会	谷 美絵	852-8134	長崎市大橋町19番19号	845-5668
長崎県自閉症協会	長島 謙二	852-8104	長崎市茂里町2番41号 長崎市障害福祉センター	849-6322
長崎市 リ ハ ビ リ 友 の 会	原田 守男	852-8104	長崎市茂里町2番41号 長崎市障害福祉センター	862-4184
NPO 法人 長崎のぞみ会	河野 知房	852-8134	長崎市大橋町3-2	807-4269
染色体障害児・者を支える会（バンビの会）	中山 裕介	852-8104	長崎市茂里町2番41号 長崎市障害福祉センター	090- 6427-0964
公益社団法人 認知症の人と家族の会（あじさい会） 長崎県支部 長崎地区	川崎 弘子	852-8104	長崎市茂里町2番41号 長崎市障害福祉センター	845-2180
公益社団法人 日本てんかん協会（波の会）長崎県支部	下村 洋	852-8104	長崎市茂里町2番41号 長崎市障害福祉センター	080- 8553-0233
障害児・者訓練らっこの会	松村 正信	851-1132	長崎市小江原4丁目20-2	849-1846
長崎市精神障害者回復者倶楽部（長崎バッテン倶楽部）	川崎 紳一	850-0811	長崎市矢の平2丁目2-9	826-5797
長崎市地域腎友会	林田 秀文	852-8104	長崎市茂里町3番24号 長崎県総合福祉センター	849-4600
社会福祉法人 遊歩の会	橋口 幸恵	851-0101	長崎市古賀町949番地	838-6727
特定非営利活動法人 すみよし	立石傳太郎	852-8046	長崎市柳谷町6-3	848-7641
長崎県音声機能喪失者の会長友会	井上 靖久	852-8131	長崎市文教町11-1-202	847-5199 (FAX兼用)
長崎県難聴者・中途失聴者協会長崎支部	川崎 一宏	851-0115	長崎市かき道2-10-7	FAXのみ 839-8138
社会福祉法人 ウィキャン・サポート	城戸 修一	850-0991	長崎市末石町162番地	898-5656

※上記の障害者団体は、18のそれぞれの障害に応じた団体です。各団体は、いろいろな活動や事業を行っています。
お困り事の相談等は各団体へ電話または、FAXをお願いします。是非一緒に活動してみませんか。

9. 障害者のための相談員

※相談員とは、身体、知的及び精神障害者の各種相談に応じ、必要な指導、助言を行う人たちのことです。
※相談員については、変更になることがあります。

	氏 名	住 所	電話番号
身体障害者相談員	石 熊 征 勝	長崎市城栄町	090-5289-0659
	松 本 義 治	長崎市葉山2丁目	095-856-0723
	吉 村 きよみ	長崎市稲佐町	090-9791-8174
	瑞 泉 亮 子	長崎市晴海台町	095-892-1212
	平 田 富士子	長崎市滑石4丁目	095-801-3578 (FAX)
	野 田 恵 子	長崎市浜口町	090-5935-5017
	宮 田 一 範	長崎市錦2丁目	090-7471-4902
	南 哲 雄	長崎市赤迫2丁目	095-844-7842
	宇 原 弘	長崎市戸町4丁目	095-879-5345
	十文字 一 利	長崎市城山町	095-862-9171
	富 永 亘	長崎市高尾町	090-2392-6416
	坂 本 和 秀	長崎市弥生町	095-820-4354
	笹 野 清	長崎市神浦下大中尾町	0959-24-0381 (FAX)
	木 村 直 美	長崎市滑石1丁目	095-856-2934 (FAX)
相 知 的 障 害 者 相談員	井 上 靖 久	長崎市文教町	095-847-5199
	森 田 直 美	長崎市赤迫1丁目	095-848-3398
	吉 井 裕 子	長崎市大橋町	095-848-0619
	竹 内 裕 子	長崎市青山町	095-844-1939
	上 田 小夜香	長崎市つつじが丘5丁目	095-838-4460
精神障害者相談員	蛭 子 淳 次	長崎市大園町	095-856-4416
	河 野 知 房	長崎市大橋町	070-8467-9897
	今 田 アツ子	長崎市大橋町	080-8360-6701
	山 下 武 男	長崎市大橋町	090-5943-7585

（令和7年4月現在）



10. 施設等の種類

(1) 地域活動支援センター

サービスの種類	サービスの内容
地域活動支援センターⅠ型	障害者を対象とする通所施設の一つ。地域の実情に応じ、創作的な活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の便宜を供与し、障害者の自立した地域生活を支援する場。同センターの運営は、障害者総合支援法上、地域生活支援事業として位置づけられる。
地域活動支援センターⅡ型	
地域活動支援センターⅢ型	



障害者総合支援法における全国の指定施設及び事業者等の情報については、独立行政法人福祉医療機構のホームページに掲載されています。

<http://www.wam.go.jp/sfkohyoout/>



営業時間

10:00~19:00

(日曜・祝日は10:00~18:00)

長崎市万屋町5番4号 TM FIELD 1F

TEL 095-832-8800

FAX 095-832-8801

E-mail: haatoya@carol.ocn.ne.jp

<http://n-challenged.jp/> (スマホ対応)



はあと屋とは？

障害者への理解を図るとともに、売り上げの向上や施設を利用する障害者の工賃水準の引き上げを目標とし設置しています。

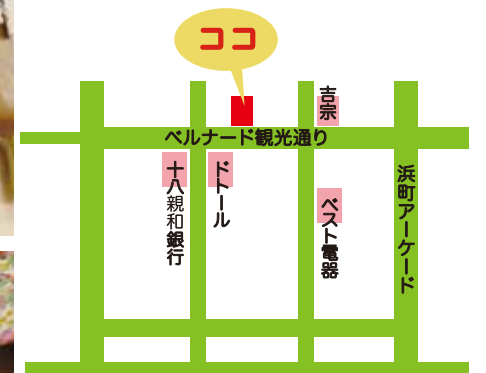
障害のある方々が福祉施設で作った製品を持ち寄って販売しています。

パンやお菓子・手工芸品など、心のこもった製品ばかりです。ぜひお求めください。

令和3年7月1日より、オンラインストアをオープンしました！

はあと屋

検索



11. 発達障害について

こどもが成長するにつれ、体格や身長といった外見の変化があります。しかし、運動神経の変化は見た目ではわかりません。内面、精神的な部分も同じです。これらが変化して成長していくことを「発達」と言います。こどもが、年齢相応の行動ができるかどうかで「発達が早い」とか「発達が遅い」となど見分けていませんか。「発達」は一定の順序で起こりますが、現れる時期には個人差があります。

また、成長していくと、こどもは個性を持ち始めます。『元気がよくて動き回るこども』と『始終動き回って落ち着きがないこども』の違いは何でしょう。『好奇心旺盛なこども』と『次から次へと興味が移るこども』の違いは何でしょう。

こどもたちが、過ごしやすい環境で、のびのびと育っていくために、まずは『発達障害』を知ることから始めてみましょう。

『発達障害』を知ることから始めてみませんか？

それぞれの発達障害の特性

自閉スペクトラム症 (ASD)

- 言葉の発達が遅れる。オウム返しが多い。
- 会話が一方的で自分の興味関心事だけ話す。
- コミュニケーションをとることが苦手。
- 相手の気持ちを读むことが苦手。
- こだわった行動が多い。
- 感覚過敏がある。

知的な遅れを伴うことがあります

注意欠如・多動症 (ADHD)

- 注意・集中することが難しい。
- しきりに手足などを動かしたり、すぐに席を立ったりする。
- じっとしてられない。また思いついたら衝動的に行動に移す。
- ぼんやりしている。(話を聞いているようで聞いているいない)
- 友達とのトラブルが多い。

限局性学習症 (SLD)

- 知的な遅れがないものの、読む、書く、計算するなど特定分野の学習が極端に苦手。
- 読むのが遅い、読み間違いが多い、たどたどしい読み方をする。
- 行を飛ばしたり、言葉を省略したりして読む。
- 文字を書くと、鏡文字になる。
- 繰り上がりや繰り下がりのある計算が苦手。

どのような「支援」があるの？

発達障害者支援法に基づき、長崎市を始めとした関係機関において、様々な取り組みが進められています。

相談支援 お問合せ・相談は ①～⑨ と ⑪～⑭ のいずれかへ お子さんの発達から子育てに関するご相談まで、関係機関でご相談に応じています。	児童発達支援センター(中核施設) お問合せ・相談は ⑤ へ 地域における障害児支援の中核施設において、発達支援に関するサービス提供や相談に応じています。
乳幼児健診での早期の気づき お問合せ・相談は ③ へ 健診等でことばの遅れ、多動、自閉傾向等が見られた幼児とその保護者や、育児不安を抱える保護者とそのこどもを対象にサポートを行っています。	特別支援教育の実施 お問合せ・相談は ④ へ こどもに合った教育方法で、こどもの力を伸ばします。生活や学習の場での苦手分野を改善するために適切な指導や支援を行っています。
診断・治療 お問合せ・相談は ① ⑧ ⑩ へ 専門医による診断や治療を行っています。	巡回相談 お問合せ・相談は ① へ 保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校を対象に、巡回相談を行っています。
療育 お問合せ・相談は ① ⑤ ⑧ へ 個別・集団による訓練やペアレントトレーニング*を行っています。※保護者がこどもの特性を理解し、こどもに適切な対応を取ることで、よい行動を増やし、困った行動を減らして、よりよい親子関係を築くことを目的に実施するもの	「連絡表」による連携 お問合せ・相談は ④ へ 保育所、幼稚園、認定こども園での児童の様子を「連絡表」に記し、入学する小学校へ引き継いでいます。
	勉強会・交流 お問合せ・相談は ⑥ ⑪ ⑫ ⑬ ⑮ へ 地域での勉強会や研修会が開催されています。

うちの子ちょっと気になるな まずは身近な人や、下記へ相談してみませんか？

- 発達障害児に関する相談・支援・診断・治療・療育**
長崎市障害福祉センター(もりまちハートセンター)
TEL 095(842)2525 ※月～金曜日(祝日・年末年始を除く)の8:45～17:30
- 子育てに関する相談**
長崎市こども子育てイカオ相談
TEL 095(822)3725 ※月～金曜日(祝日・年末年始を除く)の8:45～17:30 (LINE相談は8:45～17:00)
- 乳幼児の健康・健診などに関する相談**
●長崎市中央総合事務所 地域福祉課 TEL 095(829)1429
●長崎市南総合事務所 地域福祉課 TEL 095(892)1113
●長崎市東総合事務所 地域福祉課 TEL 095(813)9001
●長崎市北総合事務所 地域福祉課 TEL 095(814)3400
※月～金曜日(祝日・年末年始を除く)の8:45～17:30
- 障害児に関する就学相談・教育相談**
長崎市教育委員会教育研究所
TEL 095(825)2932 ※月～金曜日(祝日・年末年始を除く)の8:45～17:30
- 発達障害児に関する児童発達支援センター(中核施設)**
●児童発達支援センター さくらんぼ園 TEL 095(842)2525 ※月～金曜日(祝日・年末年始を除く)の8:45～17:30
●ながさきゆうゆう牧場 ホーシーセンター TEL 095(892)3373 ※月～土曜日(祝日・年末年始を除く)の10:00～16:00
●児童発達支援センター げんき TEL 095(878)9876 ※月～金曜日(祝日・年末年始を除く)の9:00～17:00
●児童発達支援センター ボランのひろば TEL 095(839)5400 ※月～金曜日(祝日・年末年始を除く)の8:30～17:30 第1・第3土曜日(祝日・年末年始を除く)の8:00～17:00
- 概ね小学校2年生までの児童の親の交流・相談**
発達支援特化型子育て支援センター「にこっと」
TEL 095(842)0116 ※ご来館前に電話でお問い合わせ下さい。
- 発達障害児(者)に関する相談等**
長崎県発達障害者支援センター しおさい
TEL 0957(22)1802 ※月～金曜日(祝日・年末年始を除く)の9:00～17:00
- 発達障害児に関する相談・支援・診断・治療・療育**
長崎県立こども医療福祉センター小児科
TEL 0957(22)1300 ※月～金曜日(祝日・年末年始を除く)の9:00～17:00
- こどもに関する相談**
長崎こども・女性・障害者支援センター こども・女性支援部相談支援課・二課
TEL 095(844)6166 ※月～金曜日(祝日・年末年始を除く)の9:00～17:45
- こども心療科外来・発達外来等**
独立行政法人 国立病院機構長崎病院
TEL 095(823)2261 ※月～金曜日(祝日・年末年始を除く)の8:30～17:00
- 発達障害児者の親の交流・相談・勉強**
長崎発達支援親の会 のこのこ <https://n-nokonoko.org/>
TEL 090(3542)4405 (相談窓口担当:中村)
- 自閉スペクトラム症について(問い合わせ・勉強会・相談会)**
長崎県自閉症協会 <https://www.autism-nagasaki.com>
TEL 095(849)6322 ※火曜・金曜の10時～16時
- 発達障害児を育てた親による相談・支援**
ペアレントメンターながさき <https://parentmentor-n.net/>
TEL 095(895)5229 ※月曜・水曜の10時～16時
- 診断がなくてもOKの座談会形式相談会(保護者、学校関係者向け)**
NPO法人 発達障がいお悩み預かり所 かぎしっぽ <https://lit.link/kagishippo>
メール hattatsu.kagishippo@gmail.com (代表:高以良)
※不定期開催のためHPよりご確認ください。
- 幼児から成人までの体験活動を通じた交流**
体験学習クラブ さ〜くる <https://circle2005.wixsite.com/official>
TEL 090(1363)5991 (代表:吉田)

12. 身体障害者程度等級表

級別	視覚障害	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害	肢 体 不		
		聴覚障害	平衡機能障害		上肢	下肢	体幹
1級	視力の良い方の眼の視力(万国式視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。)が0.01以下のもの				1.両上肢の機能を全廃したもの 2.両上肢を手関節以上で欠くもの	1.両下肢の機能を全廃したもの 2.両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	体幹の機能障害により座っていることができないもの
2級	1.視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの 2.視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3. 周辺視野角度(I/4視標による。以下同じ。)の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度(I/2指標による。以下同じ。)が28度以下のもの 4.両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの(両耳全ろう)			1.両上肢の機能の著しい障害 2.両上肢のすべての指を欠くもの 3.1上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4.1上肢の機能を全廃したもの	1.両下肢の機能の著しい障害 2.両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの	1. 体幹の機能障害により座位又は起立位を保つことが困難なもの 2. 体幹の機能障害により立ち上ることが困難なもの
3級	1.視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの(2級の2に該当するものを除く。) 2.視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3.周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの 4.両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの(耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの)	平衡機能の極めて著しい障害	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失	1.両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2.両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3.1上肢の機能の著しい障害 4.1上肢のすべての指を欠くもの 5.1上肢のすべての指の機能を全廃したもの	1.両下肢をショパー関節以上で欠くもの 2.1下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3.1下肢の機能を全廃したもの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの
4級	1.視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの(3級の2に該当するものを除く。) 2.周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの 3.両眼開放視認点数が70点以下のもの	1. 両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの(耳介に接しなければ話声を理解し得ないもの) 2. 両耳による普通話の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障害	1.両上肢のおや指を欠くもの 2.両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3.1上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの 4.1上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5.1上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 6.おや指又はひとさし指を含めて1上肢の三指を欠くもの 7.おや指又はひとさし指を含めて1上肢の三指の機能を全廃したもの 8.おや指又はひとさし指を含めて1上肢の四指の機能の著しい障害	1.両下肢のすべての指を欠くもの 2.両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3.1下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 4.1下肢の機能の著しい障害 5.1下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの 6.1下肢が健側に比して10センチメートル以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの	

身体障害者程度等級表

12

※太線の上位等級は1種(身体障害者福祉法施行規則別表第5号)

自 由		心臓、じん臓、肝臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸若しくは小腸若しくはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害							
上肢機能	移動機能	心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓機能障害	
不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	心臓の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	じん臓の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	呼吸器の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	小腸の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの	
不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの						ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの	
不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの	心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるものを除く。	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるものを除く。	
不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	

身体障害者程度等級表

12

12. 身体障害者程度等級表

級別	視覚障害	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能、言語機能又はそしやく機能の障害	肢 体 不		
		聴覚障害	平衡機能障害		上肢	下肢	体幹
5級	1. 視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの 2. 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの 3. 両眼中心視野角度が56度以下のもの 4. 両眼開放視認点数が70点を超えかつ100点以下のもの 5. 両眼中心視野視認点数が40点以下のもの		平衡機能の著しい障害		1. 両上肢のおや指の機能の著しい障害 2. 1上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか1関節の機能の著しい障害 3. 1上肢のおや指を欠くもの 4. 1上肢のおや指の機能を全廃したもの 5. 1上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6. おや指又はひとさし指を含めて1上肢の3指の機能の著しい障害	1. 1下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2. 1下肢の足関節の機能を全廃したもの 3. 1下肢が健側に比して5センチメートル以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの	体幹の機能の著しい障害
6級	視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの	1. 両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの(40センチメートル以上の距離で会話を理解し得ないもの) 2. 1側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの			1. 1上肢のおや指の機能の著しい障害 2. ひとさし指を含めて1上肢の2指を欠くもの 3. ひとさし指を含めて1上肢の2指の機能を全廃したもの	1. 1下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2. 1下肢の足関節の機能の著しい障害	
7級					1. 1上肢の機能の軽度の障害 2. 1上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか1関節の機能の軽度の障害 3. 1上肢の手指の機能の軽度の障害 4. ひとさし指を含めて1上肢の2指の機能の著しい障害 5. 1上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6. 1上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの	1. 両下肢のすべての指の著しい障害 2. 1下肢の機能の軽度の障害 3. 1下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか1関節の機能の軽度の障害 4. 1下肢のすべての指を欠くもの 5. 1下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6. 1下肢が健側に比して3センチメートル以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの	
備考	1. 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、1級うえの級とする。ただし、二つの重複する 2. 肢体不自由においては、7級に該当する障害が2以上重複する場合は、6級とする。 3. 異なる等級について2以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上の級とすることができる。 4. 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第1指骨間関節以上を欠く 5. 「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むも 6. 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長(上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの)をもって計測したものを用いる。 7. 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。						

自 由		心臓、じん臓、肝臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸若しくは小腸若しくはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害						
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害		心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓機能障害
上肢機能	移動機能							
不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により社会生活活動に支障のあるもの							
不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの							
上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの							
障害が特に本表中に指定されているものは該当等級とする。								
り上の級とすることができる。 ものをいう。 のとする。 さより計測したもの)をもって計測したものをいう。								

13. 精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準

精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定は、

- (1)精神疾患の存在の確認
- (2)精神疾患(機能障害)の状態の確認
- (3)能力障害の状態の確認
- (4)精神障害の程度の総合判定

という順で行われる。精神障害の判定基準は、「精神疾患(機能障害)の状態」及び「能力障害の状態」により構成しており、その適用に当たっては、総合判定により等級を判定することになる。障害の状態の判定に当たっての障害等級の判定基準を下表に示します。

障害等級	障害の状態	
	精神疾患(機能障害)の状態	能力障害の状態
1 級	1. 統合失調症によるものにあつては、高度の残遺状態又は高度の病状があるため、高度の人格変化、思考障害、その他妄想・幻覚等の異常体験があるもの。 2. そううつ病に[気分(感情)障害]によるものにあつては、高度の気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの。 3. 非定型精神病によるものにあつては、残遺状態又は病状が前記1、2に準ずるもの。 4. てんかんによるものにあつては、ひんぱんに繰り返す発作又は知能障害その他の精神神経症状が高度のもの。 5. 中毒精神病によるものにあつては、認知症その他の精神神経症状が高度のもの。 6. 器質精神病によるものにあつては、認知症その他の精神神経症状が高度のもの。 7. その他の精神疾患によるものにあつては、上記の1～6に準ずるもの。	1. 調和のとれた適切な食事摂取ができない。 2. 洗面、入浴、更衣、清掃などの身の清潔保持ができない。 3. 金銭管理能力がなく、計画的で適切な買物ができない。 4. 通院・服薬を必要とするが、規則的に行うことができない。 5. 家族や知人・近隣等と適切な意思伝達ができない。協調的な対人関係を作れない。 6. 身の安全を保持したり、危機的状況に適切に対応できない。 7. 社会的手続きをしたり、一般の公共施設を利用することができない。 8. 社会情勢や趣味・娯楽に関心がなく、文化的社会的活動に参加できない。 (上記1～8のうちいくつかに該当するもの)

精神障害であつて、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの

障害等級	障害の状態	
	精神疾患(機能障害)の状態	能力障害の状態
2 級	1. 統合失調症によるものにあつては、残遺状態又は病状があるため、人格変化、思考障害、その他の妄想・幻覚等の異常体験があるもの。 2. そううつ病に[気分(感情)障害]によるものにあつては気分意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの。 3. 非定型精神病によるものにあつては、残遺状態又は病状が前記1、2に準ずるもの。 4. てんかんによるものにあつては、ひんぱんに繰り返す発作又は知能障害その他の精神神経症状があるもの。 5. 中毒精神病によるものにあつては、認知症その他の精神神経症状があるもの。 6. 器質精神病によるものにあつては、認知症その他の精神神経症状があるもの。 7. その他の精神疾患によるものにあつては、上記の1～6に準ずるもの。	1. 調和のとれた適切な食事摂取は援助なしにはできない。 2. 洗面、入浴、更衣、清掃などの身の清潔保持は援助なしにはできない。 3. 金銭管理や計画的で適切な買物は援助なしにはできない。 4. 通院・服薬を必要とし、規則的に行うことは援助なしにはできない。 5. 家族や知人・近隣等と適切な意思伝達や協調的な対人関係づくりは援助なしにはできない。 6. 身の安全保持や、危機的状況での適切な対応は援助なしにはできない。 7. 社会的手続きや、一般の公共施設の利用は援助なしにはできない。 8. 社会情勢や趣味・娯楽に関心が薄く、文化的社会的活動への参加は援助なしにはできない。 (上記1～8のうちいくつかに該当するもの)

精神障害であつて、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの

障害等級	障害の状態	
	精神疾患(機能障害)の状態	能力障害の状態
3 級	1. 統合失調症によるものにあつては、残遺状態又は病状があり、人格変化の程度は著しくはないが、思考障害、その他妄想・幻覚等の異常体験があるもの。	1. 調和のとれた適切な食事摂取は自発的に行うことができるがなお援助を必要とする。 2. 洗面、入浴、更衣、清掃などの身の清潔保持は自発的に行うことができるがなお援助を必要とする。

※次頁に続く

※次頁に続く

精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準

13. 精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準

障害等級	障害の状態	
	精神疾患（機能障害）の状態	能力障害の状態
3 級	2. そううつ病〔気分（感情）障害〕によるものにあつては気分意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、その症状は著しくはないが、これを持続したり、ひんぱんに繰り返すもの。 3. 非定型精神病によるものにあつては、残遺状態又は病状が前記1、2に準ずるもの。 4. てんかんによるものにあつては、発作又は知能障害その他の精神神経症状があるもの。 5. 中毒精神病によるものにあつては、認知症その他の精神神経症状があるもの。 6. 器質精神病によるものにあつては、認知症は著しくないが、その他の精神神経症状があるもの。 7. その他の精神疾患によるものにあつては、上記の1～6に準ずるもの。	3. 金銭管理や計画的で適切な買物は概ねできるがなお援助を必要とする。 4. 規則的な通院・服薬は概ねできるがなお援助を必要とする。 5. 家族や知人・近隣等と適切な意思伝達や協調的な対人関係づくりはなお十分とはいえず不安定である。 6. 身の安全保持や危機的状況での対応は概ね適切であるが、なお援助を必要とする。 7. 社会的手続きや一般の公共施設の利用は概ねできるが、なお援助を必要とする。 8. 社会情勢や趣味・娯楽に関心はあり、文化的社会的活動にも参加するが、なお十分とはいえず援助を必要とする。 （上記1～8のうちいくつかに該当するもの）

14. 障害福祉サービス等の対象となる難病等（対象疾患）

○ 障害者総合支援法独自の対象疾病（29疾病）

1	アイカルディ症候群	19	1p36欠失症候群	37	エプスタイン症候群
2	アイザックス症候群	20	遺伝性自己炎症疾患	38	エプスタイン病
3	IgA腎症	21	遺伝性ジストニア	39	エマヌエル症候群
4	IgG4関連疾患	22	遺伝性周期性四肢麻痺	40	MECP2重複症候群
5	亜急性硬化性全脳炎	23	遺伝性脾炎	41	LMNB1関連大脳白質脳症
6	アジソン病	24	遺伝性鉄芽球性貧血	42	遠位型ミオパチー
7	アッシャー症候群	25	ウィーバー症候群	43	円錐角膜
8	アトピー性骨髄炎	26	ウィリアムズ症候群	44	黄色靱帯骨化症
9	アペール症候群	27	ウィルソン病	45	黄斑ジストロフィー
10	アミロイドーシス	28	ウエスト症候群	46	大田原症候群
11	アラジール症候群	29	ウェルナー症候群	47	オクシピタル・ホーン症候群
12	アルポート症候群	30	ウォルフラム症候群	48	オスラー病
13	アレキサンダー病	31	ウルリッヒ病	49	カーニー複合
14	アンジェルマン症候群	32	HTRA1関連脳小血管病	50	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん
15	アントレー・ピクスラー症候群	33	HTLV-1関連脊髄症	51	潰瘍性大腸炎
16	イソ吉草酸血症	34	ATR-X症候群	52	下垂体前葉機能低下症
17	一次性ネフローゼ症候群	35	ADH分泌異常症	53	家族性地中海熱
18	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	36	エーラス・ダンロス症候群	54	家族性低リボタンパク血症1（ホモ接合体）

「劇症肝炎」「重症急性脾炎」については平成27年1月以降、「肝外門脈閉塞症」「肝内結石症」「偽性低アルドステロン症」「ギラン・バレ症候群」「グルココルチコイド抵抗症」「原発性アルドステロン症」「硬化性萎縮性苔癬」「好酸球性筋膜炎」「視神経症」「神経性過食症」「神経性食欲不振症」「先天性QT延長症候群」「TSH受容体異常症」「特発性血栓症」「フィッシャー症候群」「メニエール病」については平成27年7月以降、「正常圧水頭症」については令和元年7月以降、対象外となりましたが、すでに障害福祉サービスの支給決定を受けている方は引き続き利用可能です。

14. 障害福祉サービス等の対象となる難病等（対象疾患）

○ 障害者総合支援法独自の対象疾病（29疾病）

55	家族性良性慢性天疱瘡	109	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	163	神経線維腫症
56	カナバン病	110	好酸球性副鼻腔炎	164	神経有棘赤血球症
57	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群	111	抗糸球体基底膜腎炎	165	進行性核上性麻痺
58	歌舞伎症候群	112	後縦靱帯骨化症	166	進行性家族性肝内胆汁うつ滞症
59	ガラクトース1-リン酸グルトランスフェラーゼ欠損症	113	甲状腺ホルモン不応症	167	進行性骨化性線維異形成症
60	カルニチン回路異常症	114	拘束型心筋症	168	進行性多巣性白質脳症
61	加齢黄斑変性	115	高チロシン血症1型	169	進行性白質脳症
62	肝型糖原病	116	高チロシン血症2型	170	進行性ミオクローヌステんかん
63	間質性膀胱炎（ハンナ型）	117	高チロシン血症3型	171	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症
64	環状20番染色体症候群	118	後天性赤芽球癆	172	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症
65	関節リウマチ	119	広範脊柱管狭窄症	173	睡眠時無呼吸低酸素化を示す発達性てんかん性脳症及びてんかん性脳症
66	完全大血管転位症	120	膠様滴状角膜ジストロフィー	174	スタージ・ウェーバー症候群
67	眼皮膚白皮症	121	抗リン脂質抗体症候群	175	ステイーヴンス・ジョンソン症候群
68	偽性副甲状腺機能低下症	122	極長鎖アシル-CoA 脱水素酵素欠損症	176	スミス・マギニス症候群
69	ギャロウェイ・モフト症候群	123	コケイン症候群	177	スモン
70	急性壊死性脳症	124	コステロ症候群	178	脆弱X症候群
71	急性網膜壊死	125	骨形成不全症	179	脆弱X症候群関連疾患
72	球脊髄性筋萎縮症	126	骨髄異形成症候群	180	成人発症スチル病
73	急速進行性糸球体腎炎	127	骨髄線維症	181	成長ホルモン分泌亢進症
74	強直性脊椎炎	128	ゴナドトロピン分泌亢進症	182	脊髄空洞症
75	巨細胞性動脈炎	129	5p欠失症候群	183	脊髄小脳変性症（多系統萎縮症を除く。）
76	巨大静脈奇形（頸部口腔咽頭びまん性病変）	130	コフィン・シリズ症候群	184	脊髄髄膜瘤
77	巨大動脈奇形（頸部顔面又は四肢病変）	131	コフィン・ローリー症候群	185	脊髄性筋萎縮症
78	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	132	混合性結合組織病	186	セピアブテリン還元酵素（SR）欠損症
79	巨大リンパ管奇形（頸部顔面病変）	133	鰓耳腎症候群	187	前眼部形成異常
80	筋萎縮性側索硬化症	134	再生不良性貧血	188	全身性エリテマトーデス
81	筋型糖原病	135	サイトメガロウイルス角膜炎	189	全身性強皮症
82	筋ジストロフィー	136	再発性多発軟骨炎	190	先天異常症候群
83	クッシング病	137	左心低形成症候群	191	先天性横隔膜ヘルニア
84	クリオピリン関連周期熱症候群	138	サルコイドーシス	192	先天性核上性球麻痺
85	クルッペル・トレナー・ウェーバー症候群	139	三尖弁閉鎖症	193	先天性気管狭窄症／先天性声門下狭窄症
86	クルーゾン症候群	140	三頭筋素欠損症	194	先天性魚鱗癬
87	グルコーストランスポーター1欠損症	141	CFC症候群	195	先天性筋無力症候群
88	グルタル酸血症1型	142	シェーグレン症候群	196	先天性グリコシルホスファチリイノitol（GPI）欠損症
89	グルタル酸血症2型	143	色素性乾皮症	197	先天性三尖弁狭窄症
90	クロウ・深瀬症候群	144	自己貪食空胞性ミオパチー	198	先天性腎性尿崩症
91	クローン病	145	自己免疫性肝炎	199	先天性赤血球形成異常性貧血
92	クローンカイト・カナダ症候群	146	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	200	先天性僧帽弁狭窄症
93	痙攣重積型（二相性）急性脳症	147	自己免疫性溶血性貧血	201	先天性大脳白質形成不全症
94	結節性硬化症	148	四肢形成不全	202	先天性肺静脈狭窄症
95	結節性多発動脈炎	149	システロール血症	203	先天性風疹症候群
96	血栓性血小板減少性紫斑病	150	シトリン欠損症	204	先天性副腎低形成症
97	限局性皮膚異形成	151	紫斑病性腎炎	205	先天性副腎皮質酵素欠損症
98	原発性肝外門脈閉塞症	152	脂肪萎縮症	206	先天性ミオパチー
99	原発性局所多汗症	153	若年性特発性関節炎	207	先天性無痛無汗症
100	原発性硬化性胆管炎	154	若年性肺気腫	208	先天性葉酸吸収不全
101	原発性高脂血症	155	シャルコー・マリー・トゥース病	209	前頭側頭葉変性症
102	原発性側索硬化症	156	重症筋無力症	210	線毛機能不全症候群（カイタゲナー（Kartagener）症候群を含む。）
103	原発性胆汁性胆管炎	157	修正大血管転位症	211	早期ミオクロニー脳症
104	原発性免疫不全症候群	158	出血性線溶異常症	212	総動脈幹遺残症
105	顕微鏡的大腸炎	159	ジュベール症候群関連疾患	213	総排泄腔遺残
106	顕微鏡的多発血管炎	160	シュワルツ・ヤンベル症候群	214	総排泄腔外反症
107	高IgD症候群	161	神経細胞移動異常症	215	ノース症候群
108	好酸球性消化管疾患	162	神経軸索スワロイ形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症	216	ダイヤモンド・ブラックファン貧血

「劇症肝炎」「重症急性脾炎」については平成27年1月以降、「肝外門脈閉塞症」「肝内結石症」「偽性低アルドステロン症」「ギラン・バレ症候群」「グルココルチコイド抵抗症」「原発性アルドステロン症」「硬化性萎縮性苔癬」「好酸球性筋膜炎」「視神経症」「神経性過食症」「神経性食欲不振症」「先天性QT延長症候群」「TSH受容体異常症」「特発性血栓症」「フィッシャー症候群」「メニエール病」については平成27年7月以降、「正常圧水頭症」については令和元年7月以降、対象外となりましたが、すでに障害福祉サービスの支給決定を受けている方は引き続き利用可能です。

障害福祉サービス等の対象となる難病等（対象疾患）

14. 障害福祉サービス等の対象となる難病等（対象疾患）

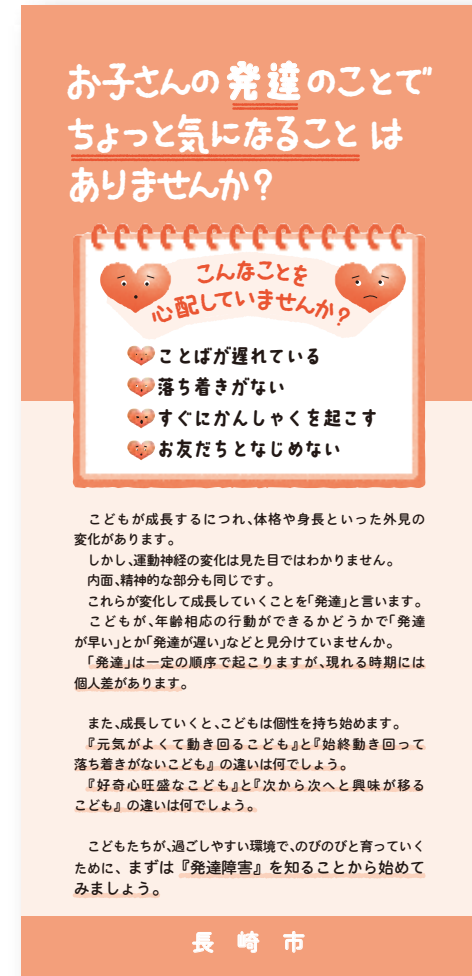
○ 障害者総合支援法独自の対象疾病（29疾病）

217	第14番染色体父親性ダイミー症候群	271	嚢胞性線維症	325	片側巨脳症
218	大脳皮質基底核変性症	272	パーキンソン病	326	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群
219	大理石骨病	273	パーシヤー病	327	芳香族L-アミノ酸炭酸酵素欠損症
220	ダウン症候群 ○	274	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症	328	発作性夜間ヘモグロビン尿症
221	高安動脈炎	275	肺動脈性肺高血圧症	329	ホモシスチン尿症
222	多系統萎縮症	276	肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）	330	ポルフィリン症
223	タナトフォリック骨異形成症	277	肺胞低換気症候群	331	マリネスコ・シェーグレン症候群
224	多発血管炎性肉芽腫症	278	ハッチンソン・ギルフォード症候群	332	マルファン症候群／ロイス・ディーツ症候群
225	多発性硬化症／視神経脊髄炎	279	バッド・キアリ症候群	333	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多発性運動ニューロパチー
226	多発性軟骨性外骨腫症 ○	280	ハンチントン病	334	慢性血栓性肺高血圧症
227	多発性嚢胞腎	281	汎発性特発性骨増殖症 ○	335	慢性再発性多発性骨髄炎
228	多脾症候群	282	PCDH19関連症候群	336	慢性脾炎 ○
229	タンジール病	283	PURA関連神経発達異常症	337	慢性特発性偽性腸閉塞症
230	単心室症	284	非ケトーシス型高グリシノ血症	338	ミオクロニー欠伸てんかん
231	弾性線維性仮性黄色腫	285	肥厚性皮膚骨膜炎	339	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん
232	短腸症候群 ○	286	非ジストロフィー性ミオトニー症候群	340	ミトコンドリア病
233	胆道閉鎖症	287	皮膚下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	341	無虹彩症
234	遅発性内リンパ水腫	288	肥大型心筋症	342	無脾症候群
235	チャーシュ症候群	289	左肺動脈右肺動脈起始症	343	無βリポタンパク血症
236	中隔視神経形成異常症／ドモルシア症候群	290	ビタミンD依存性くる病／骨軟化症	344	メープルシロップ尿症
237	中毒性表皮壊死症	291	ビタミンD抵抗性くる病／骨軟化症	345	メチルグルタコン酸尿症
238	腸管神経節細胞僅少症	292	ピッカースタッフ脳幹脳炎	346	メチルマロン酸血症
239	TRPV4異常症	293	非典型溶血性尿毒症症候群	347	メビウス症候群
240	TSH分泌亢進症	294	非特異性多発性小腸潰瘍症	348	免疫性血小板減少症
241	TNF受容体関連周期性症候群	295	皮膚筋炎／多発性筋炎	349	メンケス病
242	低ホスファターゼ症	296	びまん性汎細気管支炎 ○	350	網膜色素変性症
243	天疱瘡	297	肥満低換気症候群 ○	351	もやもや病
244	特発性拡張型心筋症	298	表皮水疱症	352	モフット・ウィルソン症候群
245	特発性間質性肺炎	299	ヒルシュブルグ病（全結腸型又は小腸型）	353	薬剤性過敏症症候群 ○
246	特発性基底核石灰化症	300	VATER症候群	354	ヤング・シンブロン症候群
247	特発性血栓症（遺伝性血栓性素因によるものに限る。）	301	ファイファー症候群	355	優性遺伝形式をとる遺伝性難聴 ○
248	特発性後天性全身性無汗症	302	ファロー四徴症	356	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
249	特発性大腿骨頭壊死症	303	ファンコニ貧血	357	4p欠失症候群
250	特発性多中心性キャッスルマン病	304	封入体筋炎	358	ライソゾーム病
251	特発性門脈圧亢進症	305	フェニルケトン尿症	359	ラスマッセン脳炎
252	特発性両側性感音難聴	306	フォンタン術後症候群 ○	360	ランゲルハンス細胞組織球症 ○
253	突発性難聴 ○	307	複合カルボキシルーゼ欠損症	361	ランドウ・クレフナー症候群
254	ドラベ症候群	308	副甲状腺機能低下症	362	リジン尿性蛋白不耐症
255	中條・西村症候群	309	副腎白質ジストロフィー	363	両側性小耳症・外耳道閉鎖症 ○
256	那須・ハコラ病	310	副腎皮質刺激ホルモン不応症	364	両大血管右室起始症
257	軟骨無形成症	311	ブラウ症候群	365	リンパ管腫症／ゴーハム病
258	難治頻回部分発作重積型急性脳炎	312	プラダー・ウィリ症候群	366	リンパ脈管筋腫症
259	22q11.2欠失症候群	313	プリオン病	367	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）
260	乳児発症STING関連血管炎	314	プロピオン酸血症	368	ルビンシュタイン・テイビ症候群
261	乳幼児肝巨大血管腫	315	PRL分泌亢進症（高プロラクチン血症）	369	レーベル遺伝性視神経症
262	尿素サイクル異常症	316	閉塞性細気管支炎	370	リチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
263	ヌーナン症候群	317	β-ケトチオラーゼ欠損症	371	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴 ○
264	ネイルパテラ症候群（爪膝蓋骨症候群）／LMXB関連腎症	318	パーチェット病	372	レット症候群
265	ネフロノ癆	319	ベスレムミオパチー	373	レノックス・ガストー症候群
266	脳クレアチン欠乏症候群	320	ヘパリン起因性血小板減少症 ○	374	ロウ症候群
267	脳腱黄色腫症	321	ヘモクロマトーシス ○	375	ロスマンド・トムソン症候群
268	脳内鉄沈着神経変性症	322	ペリー病	376	肋骨異常を伴う先天性側弯症
269	脳表ヘモジデリン沈着症	323	ペルーシド角膜辺縁変性症 ○		
270	膿疱性乾癬	324	ペルオキシソーム病（副腎白質ジストロフィーを除く。）		

「劇症肝炎」「重症急性脾炎」については平成27年1月以降、「肝外門脈閉塞症」「肝内結石症」「偽性低アルドステロン症」「ギラン・バレー症候群」「グルココルチコイド抵抗症」「原発性アルドステロン症」「硬化性萎縮性苔癬」「好酸球性筋膜炎」「視神経症」「神経性過食症」「神経性食欲不振症」「先天性QT延長症候群」「TSH受容体異常症」「特発性血栓症」「フィッシャー症候群」「メニエール病」については平成27年7月以降、「正常圧水頭症」については令和元年7月以降、対象外となりましたが、すでに障害福祉サービスの支給決定を受けている方は引き続き利用可能です。

～パンフレットのご紹介～

長崎市障害福祉課には、窓口に次のパンフレットを置いています。



発達障害について、知りたい方へ

保健・福祉制度を利用したい方へ

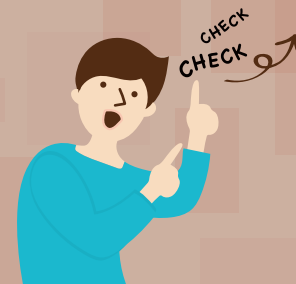
声の広報ながさきを配布しています

広報広聴課 ☎829-1114

視覚障害者向けに広報ながさきの内容をCDに録音し、自宅に無料で送付します。デジ対応機器かMP3対応のCDプレイヤーで聞くことができます。

☎県視覚障害者協会(☎846-9021)へ電話

他 市ウェブサイトでも聞けます。



耳が聞こえない人のためのシンボルマーク



耳が聞こえないため、病院、銀行、郵便局、市役所等の窓口で順番を待つ時、呼び出しが聞こえないという不便をなくすために使用するものです。
長崎市障害福祉課でシールを配布しています。



聞こえが不自由なことを表す『耳マーク』です。
(社)全日本難聴者・中途失聴者団体連合会事務局に専用の注文書にてFAX注文

〔TEL03-3225-5600〕
〔FAX03-3354-0046〕

車椅子マーク(国際シンボルマーク)



肢体の不自由な人が利用しやすい建物、施設であることを示すマークです。
なお福祉タクシーである旨の表示にも利用しております。
(ホームセンターなどで購入できます。)

クルマに表示する身体障害者マーク



肢体が不自由なため、自動車免許に条件を付されている人が運転していることを周りに示し、安全運転を促すものです。
(各警察署内の交通安全協会にて発売)

ハート・プラスマーク



外見からは分かりにくい、身体内部(心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、肝臓、免疫機能)に障害がある人を表しています。
NPO法人 ハート・プラスの会 のホームページをご覧ください。
<https://h-plus-hp.normanet.ne.jp/>

ヘルプマーク



義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです(JIS規格)。
長崎市各地域センターで配布しています。

福祉のしおり —障害者のためのガイドブック—

発行: 長崎市福祉部障害福祉課 〒850-8685 長崎市魚の町4番1号 市役所 2階
電話: 095 (822) 8888
直通: 095 (829) 1141 FAX: 095 (823) 7571
発行日: 令和7年9月